

『宋会要』道釈部訓注（八）

〔138〕

〔原文〕

崇寧二年十一月二十二日、新知真定府呂嘉問（同カ）奏、天下建崇寧院、遇天寧節度僧、賜紫衣。所以崇仏乗、祝聖、其功德甚大。切謂、諸路極有真迹、福地、藍伽（伽藍カ）、并未有撥度恩沢、承統灑掃者。欲乞汝州香山慈寿禪寺、襄州福聖院并改賜天寧觀音禪院名額、每遇天寧節、撥放紫衣恩沢各一名。從之。

〔訓読〕

崇寧二年十一月二十二日、新たに真定府の知となる呂嘉問奏す、天下に崇寧禪院を建て、天寧節に遇えば僧を度し、紫衣を賜わらんことを。仏乗を崇び、祝聖する所以は其の功德甚

永井政之
程正隆
山本元隆
吉田香苗
角田隆真
五十嵐嗣郎
本間英純

だ大なればなり。切に謂えらく、諸の路に極めて真迹、福地、伽藍有るも、並びに未だ恩沢を撥度し、灑掃を承統する者有ることなし。汝州香山慈寿禪寺、襄州福聖院に并せて天寧觀音禪院の名額を改め賜り、天寧節に遇う毎に、紫衣、恩沢各おの一名を撥放することを乞わんと欲す。之に従う。

〔解説〕

崇寧二年（一一〇三）、真定府の新任知事呂嘉問（呂嘉問は『宋史』『統資治通鑑長編』により呂嘉問と改める）が、寺院を建て、皇帝の誕生日である天寧節に僧の出家を許すことは、その功德が非常に大きいと奏上している。

また、歴史的由緒のある真迹、道教の神仙が住むとされる

名山福地で、寺院があるのにもかかわらず、恩沢を受けて出家する者がいないため、掃除など寺の維持管理をする者がいないという状況がある。そこで汝州香山慈寿禅寺、襄州福聖院に天寧観音禅院の名前をあたえ毎年为天寧節に際しては撥放、紫衣、恩沢を下賜されるようにと奏上している。

呂嘉問は『宋史』卷三五五に記載がある。呂氏は、基本的に世襲の無い科挙制のもとで一族の多くから官僚を輩出した名門であった。呂一族には科挙合格が九名、科挙合格資格が与えられたものが五名、恩蔭によって仕官したものが七名いた。呂嘉問は恩蔭によって入官し、三司条例司の属官となった。後に戸部の判官となり諸司の金銭の管理を担当した。また呂嘉問は新法党との関わりが深く、王安石が彼を重用した。最終的に開封府の知事になり、官位も太中大夫（従四品）まで昇った。しかしながら一族の呂公弼が新法に反対して上奏しようとしていた意見書を王安石に見せたことにより呂公弼が左遷されるという事件が起こった。この事件がきっかけで呂嘉問は家賊として放逐された。それ故『宋史』列伝では呂氏一族とは別置される。

汝州香山慈寿禅寺は『香山宝卷』で知られる観音菩薩の聖地である。『香山宝卷』を中心とする民衆宗教としての観音信仰の展開については割愛する。いま椎名宏雄「金元代における汝州香山と曹洞宗」（『中国仏蹟見聞記』一〇、一九九〇

年）や、任学『香山寺歴史文化研究』（黄河水利出版社、二〇〇四年）の成果を参考にして、もっぱら仏教寺院としての香山寺の歴史を見ると次のようになる。光和四年（一一八一）に創建された香山寺は興隆を繰り返したが、北魏の時代には、所謂「観音信仰」と結んでその存在が知られるようになり、浙江省の普陀山とともに観音の霊場として重視されるようになった。慶暦六年（一〇四六）、院主重海の請により仁宗から香山慈寿院と賜額されている。この頃、雲門宗の法昼や香山常が住山する。また任学・前掲書によれば治平年間（一〇六四―一〇七六）には香山観音禅院と改額されたという。元符三年（一一〇〇）、蔣之奇「汝州香山大悲菩薩伝」が撰文され、観音信仰と香山の結びつきに決定的な役割を果たす。呂嘉問の上奏を承けて天寧観音禅院と改額されたのはこの直後である。大観元年（一一〇七）に曹洞宗枯木法成（一一七一―一二八）が入山し、真歇清了や宏智正覺らが参じた。のち至元年間になると香山観音禅寺と改額され、さらに至元二三年（一二八六）には香山十方大普門禅寺の勅額が下された。総じて元代の香山寺には多くの曹洞禅者が進住しており、嵩山少林寺や泰山靈巖寺とともに北地に展開した曹洞宗の拠点的存在となった。明の天順二年（一四五八）には、英宗より香山大普門寺の額が下されている。累代、修建が行われ、文化大革命の一時期を除き、現在も復興の途上にある。

〔139〕

〔原文〕

大観元年閏十月二十六日、詔、明州育王山寺掌管仁宗御容僧行可賜師号、度牒各二道、用為酬獎。或願將師号換紫衣亦聽。

〔訓読〕

大観元年閏十月二十六日、詔す、明州育王山寺にて仁宗の御容を掌管せる僧行可に師号度牒、各おの二道を賜い、用て酬獎と為す。或いは師号を將て紫衣に換えんことを願えば亦た聽すべし。

〔解説〕

この記述は本稿〔28〕に既出である。〔28〕においては僧行可を個人名ではなく「僧と童行」と理解している。だが検討した結果、「行可」を個人名として理解し訂正したい。

ちなみに『宋僧録』も「僧行可」とし、「大観年間の僧、阿育王山」とのみ記述する。『阿育王山誌』にその名を見出すことができず、詳しい来歴は不明である。

〔140〕

〔原文〕

二年五月二日、詔、道門近添試經撥放年額、數内女冠試經旧額人數甚微。天下之大、只度三十三人。可通旧數増作七十人為額、内在京畿三十人、諸路四十人。亦仰礼部依道士例均撥。

〔訓読〕

二年五月二日、詔す、道門は近く試經撥放の年額を添やすべし。數の内女冠の試經は旧額の人數甚だ微かなり。天下は大なるも、只だ三十三人を度すのみ。旧數に通じて増作し、七十人を額と為し、内、京畿に在るは三十人、諸の路は四十人とすべし。亦た礼部に仰せて道士の例に依り均しく撥すべし。

〔解説〕

道教の試經撥放の定員に関する詔である。試經における女冠の定數が以前から極めて少なく国全体でわずか三十三人のみであった。そこで定數を七〇人に増やし、首都では三〇人、地方では四〇人とし、その試經の内容は、礼部に従うものとし、道士の例を参考にして行ふべしという詔勅。

女冠の數は、黄敏枝『宋代仏教社会經濟史論集』第九章、「宋代封仏教教団的管理政策」において言及される。それによれば、真宗天禧三年（一〇一九）道士七〇八一、女冠八九。真宗天禧五年（一〇二二）道士一万九六〇六、女冠七三一。仁宗景祐元年（一〇三四）は道士一万九五八三、女冠五八八。仁宗慶曆二年（一〇四二）道士一万九六八〇、女冠五〇二。神宗熙寧元年（一〇六八）道士一万八七六四、女冠六三八。

神宗熙寧一〇年（一一〇七七）道士一万八五一三、女冠七〇八。以上、確かに道士に比べて女冠の数は非常に少ないことが見受けられる。高宗紹興一三年（一一四三）及び二〇年（一一五七）については共に一万余りとなっているが、男女の比率については言及されていないため不明。

ちなみに試験の内容については『慶元条法事類』四六九項に記述が見られる。

道童、念経四十紙。行者、念経百紙、読経五百。尼童、念経四十紙、読経四百。

〔本間〕

〔141〕

〔原文〕

政和三年九月十四日、蔡攸奏、醴泉觀咸通殿佑聖真武靈応真君位牌、乃陛下宸翰題写、殿額亦仁宗皇御書。（帝次之）乞每歲遇天寧節、許本殿披戴道士、及紫衣師号各一名。従之。

〔訓読〕

政和三年九月十四日、蔡攸奏す、醴泉觀咸通殿の佑聖真武靈応真君の位牌は乃ち陛下の宸翰せる題写にして、殿額も亦た仁宗皇帝の御書なり。乞うらくは、毎歲天寧節に遇えば本殿にて道士を披戴し、及び紫衣師号各おの一名を許さんことを。之に従う。

〔解説〕

蔡攸による上奏文。醴泉觀咸通殿の佑聖真武靈応真君の位牌は徽宗皇帝が自ら筆を執つたものであり、殿額も仁宗皇帝の書いたものであることから皇室とのつながりが深い。よつて天寧節には希望者が道士となることを許し、また紫衣、師号を各おの一名に下賜することを願つた上奏文である。

蔡攸は『宋史』卷四七二に記録がある。蔡京の子で大学士となり徽宗の宰相として活動していた。『アジア歴史事典』によれば、崇寧三年（一一〇四）進士出身を賜り、秘書郎、直秘閣集賢殿集選、枢密直学士、龍圖閣学士兼侍読を歴任する。その間に『国朝会要』の撰集、『九域図誌』の詳定をおこなう。その後、開府義同三司鎮海節度使、少保、少師を歴任し、英国公に封ぜられた。

佑聖真武靈応真君は、二階堂善弘『道教の神々と經典』第一卷、第四章「玄天上帝信仰と武当山」によると、北極星を神格化したもので玄天上帝、真武神、上帝翁などと多数の呼び名がある。玄天上帝は武当山で修道し昇仙したと伝えられ、その形象は他の道教の神々と異なる。玄天上帝の一般的な姿は、ざんばら髪に裸足、黒い服を着て旗を背にしている姿である。また別にざんばら髪に甲冑をまとい足下に亀と蛇を踏みつけ、七星剣を振りかざす姿のものも存在する。彼は元来古代中国で信仰された四靈のうち玄武をその源流とし、北方

守護の任にあたり、勇武に優れる。また水神・星神である。人格化されたのは唐末五代の時期である。北宋の大中祥符元年（一〇〇八）、宋室の祖である聖祖趙玄朗の玄の字を避け、玄武を真武に改めた。

醴泉觀は『宋朝会要』に記録がある。醴泉は元來拱聖の营地であつた。拱聖の营地とは近衛兵の駐屯地のことである。天禧二年（一〇一八）真宗の時に詔勅により、その地に建立され祥源と命名された。仁宗の時代に火災により焼失するが、後に再建された。その時に醴泉觀という名称になったとされる。

〔本間〕

〔142〕

〔原文〕

五年八月十日、礼部言、湖州中慈感院靈感觀音聖像、四方祈求。或歲有水旱、疾役、飛蝗、州県祈祷感応。乞依熙寧七年杭州上天竺靈感觀音院体例、每遇聖節特与撥放童行。詔、每二年特与撥放一名。

〔訓読〕

五年八月十日、礼部言く、湖州の中慈感院の靈感觀音聖像は、四方祈求す。或いは歲に水旱、疾役、飛蝗有りて州県祈祷すれば感応あり。乞うらくは熙寧七年、杭州上天竺靈感觀音院

の体例に依り、聖節に遇う毎に特に与えて童行を撥放せしめんことを。詔す、二年毎に特に与えて一名を撥放せしめよ。

〔解説〕

中慈感院靈感觀音聖像は四方の信仰を集めている。災害があつた際に祈ると効果が得られたことから、上天竺靈感觀音院の例により童行の撥放を許可するように願つたもの。

上天竺靈感觀音院については、永井政之『中国禪宗教団と民衆』第四章第三節に言及される。寺の歴史は、杜潔梓主編『中国仏志彙刊』第一輯所収の「杭州上天竺講寺志」により知ることができる。

上天竺講寺は、浙江杭州の西湖、天竺山に位す。天竺は上中下の三山に分かる。上天竺山は武林の群山の中に位し、仏教の勝地たり。上天竺講寺は、肇め後晋の天福四年（九三九）に建つ。時に僧道翊、奇木を得て、大士の像を刻み、僧勳、古仏の舍利を持して、之を頂間に納む。呉越の錢忠懿王、地に即いて天竺看經院を建て、宋の嘉祐中、靈感音院と改む。靖康の初め、金の難に属し、僧道元、聖仏を井に秘す。兵退きて、像を院の中に歸し、理宗、広大靈感音教寺と書す。元の至元五年（一二六八）、天竺教寺と改む。明の成化の間、重修す。清の康熙五年（一六六六）、燬るるに因りて重建す。三十八年（一六九九）、聖祖、南巡して法雨慈雲の匾額を書し、天竺寺碑

文を賜撰す。乾隆一六年（一八六四）、寺、旧観に復す、云々。

また、上天竺寺は寺田、山林を多く所有していた。『寺志』によれば、紹興三年以降、一万八〇〇畝、山林六〇〇畝、海田一〇〇〇畝となり、『宝慶四明志』卷一三による阿育王寺山や天童山の所有する寺田、山林の数を圧倒している。このことから上天竺寺は極めて裕福な寺院であったことがうかがえる。

上天竺寺は観音信仰の中心地であった。観音に対する祈祷は当時多くなされた。天候に関する祈祷は、農耕社会であった中国にとつては重要なことであつたので特に多かつた。『寺志』によれば靈感の事実として、北宋の八例、南宋の五例の計一三例があり、その内開宝五年、咸平元年、同三年、治平二年、紹興五年は天候に関するものと認めうる。上天竺寺のこのような機能は国家にとつても民衆にとつても非常に重用であつたことが想像できる。それ故上天竺寺は聖節の度に僧の出家を許された。

以上のことを踏まえて、中慈観院も祈祷に対する感応があつたため上天竺寺同様に紫衣、師号、度牒を賜わるように上申したのである。

〈本間〉

〔143〕

〈原文〉

宣和元年正月十四日、詔、已降詔為徳士、所有寺院撥放、試経、進疏、度牒、并改作披戴為徳士。

〈訓読〉

宣和元年正月十四日、詔す、已に詔を降して徳士と為せば、所有する寺院にて、撥放、試経、進疏の度牒、并べて改め作して披戴せしめ徳士と為せ。

〈解説〉

道教に傾倒した徽宗皇帝の政策に関する記述。宣和元年（一一一九）一月十四日に下される。ただし重和二年が改元されて宣和元年とされるのは二月のことであるから、紀年は遡及されてのものである。

『宋史』卷二二及び、小島毅『中国の歴史』第七卷一九三―一九五頁の記述によれば、徽宗皇帝は道教を厚く保護した皇帝であつた。道士林靈素を信任し、道教に絶大な権威を付与した。そして徽宗皇帝は自らを「教主道君皇帝」と称する。また道教を学ぶ学校として「道学」を創建したばかりか、太学でも『老子』『莊子』『列子』を教科書として指定した。また大観元年（一一〇七）二月には道士の序位を僧の上に、女冠を尼の上におくようにする道先仏後の趣旨を明らかにした。さらに重和二年（宣和元年）一月乙卯（八日）に仏を大覚金

僊、余を僊人大士、僧を徳士、女冠を女道、尼を女徳、寺を宮、院を觀と改称させる詔を出した。仏教を道教の論理に従属させたということが言える。

だが重用していた道士、林靈素が失脚し死去すると、仏教の諸名称は翌年には元に戻され、また道学も廃された。徽宗皇帝の道教一尊の状況は一過性のものであったといえるであろう。いずれにせよ本詔は、一月八日の勅の徹底を求めたものである。

〔本間〕

〔144〕

〔原文〕

二月七日、太宗正司言、宗子公述願捨俗披戴入道。従之。

〔訓読〕

二月七日、太宗正司言く、宗子公、述ぶるに俗を捨て披戴し入道することを願う。之に従う。

〔解説〕

宣和元年二月七日の記事。太宗正司（太宗正司は『宋史』卷一六四の記述により太宗正司に改める）は官職の名称である。景祐三年（一〇三六）に設置された。皇族の教育、訓諭、政令、違失の糾察、宗室内の糾紛の裁決、詞訴、法令に疑問はないかの審理などの職務を担っていた。

「宗子」は『大漢和辞典』によれば、皇帝の子弟のことであり、公は尊称。この場合は徽宗皇帝の子弟と思われるが、具体的には未詳。

〔本間〕

〔145〕

〔原文〕

二年九月二十一日、詔、天慶節試經撥放道童住罷。

〔訓読〕

二年九月二十一日、詔す、天慶節に道童を試經、撥放するを住罷めよ。

〔解説〕

天書が降った宣和二年（一一二〇）一月三日の天慶節、道教の道童に対して、従来行っていた試經と恩度の制度を廃止し、試験なしで道士になることができる旨の勅令が出た。

本稿の〔74〕によれば、教団の社会的勢力では仏教の方がはるかに道教を凌いでおり、熙寧一〇年（一〇七七）における道冠対僧尼の人数は八対九二となっていた。道・仏の勢力比は、人数から言えば圧倒的に仏教の方が高かったため、崇道の徽宗は道士の数を増やすために、道童への試經を廃したものと思われる。

〔146〕

〔原文〕

三年二月二十七日、詔、解州防禦使鄭明之、特興剃度（真九）為僧、充僧職与師号、管幹教門公事。法名善因。

〔訓読〕

三年二月二十七日、詔す、鮮州の防禦使、鄭明之、特に剃度を与え僧と為し、僧職に充て師号を与え、教門・公事を管幹せしむ。法名は善因なり。

〔解説〕

宣和三年（一一二一）二月二七日の勅。本稿の〔30〕と同文である。

〔五十嵐〕

〔147〕

〔原文〕

五年八月二十七日、提挙道録院奏、奉詔天寧節進疏、道官、自金壇郎以上、各人所得特賜度牒、許回授諸路宮觀道童。内道録院官并帶貼職人、至大夫以下、願度在京宮觀道童者。並聽。

〔訓読〕

五年八月二十七日、提挙道録院奏するに、詔を奉じて天寧節

に進疏するに、道官は金壇郎より以上、各人得る所の特賜の度牒をもて、諸路の宮觀の道童に回授するを許されんことを。内道録院にては官並びに貼職を帶ぶ人は、大夫以下に至るまで、願わくは在京の宮觀の道童を度さんことを。並べて聽す。

〔解説〕

その年（宣和五年・一一二三）の徽宗の生誕日の天寧節（一〇月一〇日）にあたり、道録院の金壇郎以上の道官には、特賜の度牒を地方の宮觀の道童の得度にも適用出来るよう申請したところ、八月二七日にこれを許す詔が発せられた。また道録院の役人や他の官職を兼ねる人は、大夫以下に至るまで、開封の宮觀の道童を得度することを願っている者がいれば、これをすべて許す旨の詔がでた。徽宗は特に道教を厚く信奉していたが、これもその表れであろう。

なお、道士には色々々な官職や階位が設けられている。『仏祖歴代通載』卷一九や『九朝編年備考』卷二八によれば、政和四年（一一一四）に二六等の道階が設けられた。道階とは道士の号による位階のようなもので、先生、処士その他の別があり、それぞれに八字六字四字二字の違いがあったが、一般職の中大夫から将仕郎までに相当していた。ただし俸給は支払われなかった。

さらに重和元年（一一一八）、別に太虚大夫から金壇郎まで一六等の道官が設けられた。これは一般職の中大夫から廼

功郎に相当した。また沖和殿侍晨から凝神殿校経まで一一等の道職も設けた。侍晨が一般職の待制と、検籍が一般職の修撰と、校経が一般職の直閤と同等であるように、道職はこれらは一般職の待遇と同じであった。なお道士は道録院での査定により官職や俸給などの待遇が決められた。

道録院については、資料により道録院と記述されている場合もあるが、宮観の道士を管轄する役所である。道録院には提挙官のもとに左、右街正道録、首座、都監など僧録司の制度と同じ役職が置かれていた。

〔五十嵐〕

〔148〕

〔原文〕

七年八月八日、詔、度牒、紫衣、師号、上展限二年、限満並行、仍旧給降。

〔訓読〕

七年八月八日、詔す、度牒、紫衣、師号は上は展限二年とし、満を限りに並べて行じ、旧に仍りて給降せよ。

〔解説〕

宣和七年（一一二五）八月八日の勅。度牒、紫衣、師号の給付を二年を限度に凍結するとの詔が出た。二年経れば、旧来通り給付されるとの内容である。

〔149〕

〔原文〕

十二月二十二日、詔、応内外撥放試経、特旨等度牒、紫衣、師号、並仍旧給降。（以上、続宋会要）

〔訓読〕

十二月二十二日、詔す、内外の撥放、試経、特旨等に应ぜし度牒、紫衣、師号は、並べて旧に仍つて給降せよ。（以上、続宋会要）

〔解説〕

宣和七年十二月二二日の勅。恩度や試経得度、天子の特別な思し召しにより得た度牒、紫衣、師号はすべて旧来通り給付する旨の詔である。これは前項の詔で二年を限度に給付を凍結するとの詔を撤回する内容のものである。

なお『続宋会要』とは、乾道六年（一一七〇）に編纂された『統国朝会要』のことであろう。

〔五十嵐〕

〔150〕

〔原文〕

光堯皇帝建炎元年五月一日、敕、応寺院宮觀有隔下撥放、並

許于所属自陳。保明申札部、限三日給降。其今歲乾龍節合撥放去處、雖不会投進功德疏、特与依例撥放。試經者興（興外）額外添數一次、合就試一百人以下添一名、一百人已上兩人、三百人以上三人。

〈訓読〉

光堯皇帝の建炎元年五月一日、赦す、応に寺院宮觀に隔下の撥放有り、並びに所属において自ら陳べるを許す。保明し札部に申せば、三日に限りて給降す。其れ今歳の乾龍節に合に撥放すべき處、功德疏を投進することを会せずと雖も、特に例に依りて撥放を与う。試經者と額外は一次に數を添え、合わせて試一百人以下に就なれば一名を添え、一百人已上は兩人、三百人以上は三人とす。

〈解説〉

南宋の建炎元年（一一二七）五月一日、寺院や宮觀には本来ならば恩度を受けるはずの童行や童道が恩度を受けられずにいることから、寺院や宮觀で恩度を受ける資格のある人数を調べ、その身柄を保証し、札部に申告すれば、届け出日から三日以内に恩度が給付されるとの詔である。また、先の皇帝で金の捕虜となり北地に囚われている欽宗の生誕日の乾龍節（四月一三日）に恩度を受けるところを、皇帝の生誕を祝う功德疏を唱えることができず、そのため恩度を受けることができなかった者にも、特例により恩度を与える。

さらに、試經得度を受けるものと、それ以外のものとの人員を足して、一〇〇人未満の場合は一名、一〇〇人から三〇〇人未満の場合は二名、三〇〇人以上の場合は三名の恩度が与えられるとの詔である。

〈五十嵐〉

〔15〕

〈原文〉

同日、赦、応暴露遺骸、許所在寺院埋瘞、每及一百人、令所属勘驗申札部。給度牒一道。

四年二月二十三日、德音同。紹興二年四月十一日、德音、及二百人、給度牒一道。五年八月二十四日、德音同、仍許願換紫衣者。聽。

〈訓読〉

同日、赦す、暴露の遺骸に應じて、所在の寺院に埋瘞まいえいするを許す。一百人に及ぶ毎に、所属をして勘驗せしめ札部に申せしめよ。度牒一道を給す。

四年二月二十三日、德音同じ。

紹興二年四月十一日、德音あり、二百人に及べば、度牒一道を給す。五年八月二十四日、德音同じ、仍お紫衣に換えるを願う者あれば許さんことを。聽す。

〈解説〉

前項と同日（建炎元年五月一日）に、屋外の路上に遺棄されている遺骸を各寺院が埋葬することを許し、埋葬した人数をきちんと調べて、礼部に報告せよ。なお、埋葬した遺骸が百人になるごとに点検した上で礼部に報告させ、度牒一道が与えられるとの内容である。

建炎四年（一一三〇）二月二三日に、高宗皇帝から寺院に対して、路上に遺棄されている死骸を埋葬した場合、前項の建炎元年の詔と同じく、百人埋葬するごとに度牒一道が給付されるとの詔が出された。

紹興二年（一一三二）四月一日には、二百人埋葬するごとに度牒一道が給付されるとの詔に変更となった。さらに紹興五年（一一三五）八月二四日には、希望すれば度牒一通を紫衣に変更することができるとの詔がでた。

〈五十嵐〉

〔152〕

〈原文〉

二年八月二十四日、礼部言、諸州軍每遇聖節、宮觀道童試經依元豐法政和令。合念道德等經四十紙為合格。即無念過御解真經。詔依元豐法。

〈訓読〉

二年八月二十四日、礼部言く、諸もろの州軍は聖節に遇う毎に、宮觀の道童試經は元豐法と政和令に依るべし。合に道德等の經四十紙を念ずれば合格と為すべし。即ち御解真經を念じ過ること無かるべしと。詔して元豐法に依らしむ。

〈解説〉

建炎二年八月二四日に、礼部より諸もろの州軍では毎年の高宗の生誕日に、宮觀の道童に対して元豐法と政和令に規定されている通りの試験を行っている。その際、『道德經』等の經文を四〇紙暗誦することができれば合格とし、經文の中でも『御解真經』を誦み誤らせないようにとの上奏があり、それを認めて元豐法に依るべしとの詔があった。

因みに『御解真經』とは皇帝が『道德經』を注釈した著書のことであるが、歴代の皇帝の内、唐代では玄宗が開元御注『道德真經』と玄宗御製『道德真經疏』を著している。宋代では徽宗が『道德真經解義』を著している。また明代では太祖が『道德真經注』を著し、清代では世祖が『道德經注』を著した。徽宗の『道德真經解義』は政和八年（一一二八）八月の詔で頒布したものである。ここにいる『御解真經』とは、徽宗の『道德真經解義』を指すものと思われる。

〈五十嵐〉

〔153〕

〔原文〕

十一月二十二日、赦、勘会州県、曾經金人或群寇經由去処、暴露遺骸、令所在州県委官監督收瘞。仍召募寺觀童行、專管收瘞。内命官量給錢。于寺院内如法瘞埋、每及二百人、給度牒一道。如僧道願主管、准此。願請紫衣或師号者、計価比折度牒支給。

〔訓読〕

十一月二十二日、赦す、州県、曾經て金人或いは群寇の經由せし去処を勘会し、暴露の遺骸あれば、所在の州県をして官に委ねて監督し收瘞せしめよ。仍お寺觀の童行を召募し専ら收瘞を管せしむ。内には官に命じて量りて錢を給わる。寺院内に于いて法に如く瘞埋すること、二百人に及ぶ毎に、度牒一道を給う。如し僧道の主管を願わば、此に准ぜよ。紫衣或いは師号を願ひ請う者は、計価するに度牒と比折して支給せよ。

〔解説〕

建炎二年（一一二八）十一月二日の詔勅。金人、或いは余所から攻め入った賊軍の通過した場所を確認し、道に放置された遺体があれば州県の役人にその埋葬を監督させよ。さらに寺觀の童行を募り、彼らに埋葬を監督させよ。童行に対しては、役人に命じ埋葬者の数に応じて給与を与えよ。寺院については、各寺院の定めに従い、埋葬した人数二〇〇人ご

とに度牒一道を發給する。もし、僧道が中心となつて管理することを希望するならそれに準ぜよ。紫衣、師号を願う者があれば、師号と度牒の価格を比較換算し、それに応じて賜給せよ。

宋代における慈善事業のひとつに漏沢園が挙げられる。黄敏枝『宋代仏教社会経済史論集』（四二八頁）によれば、宋代以前では、流民の遺体に対しては個人や政府が出向いて埋葬に関わる程度であつたが、宋代に入ると『宋史』卷七、真宗二（中華書局本、一三三頁）にあるように「景德四年三月）天下は遺骸を收瘞し、祭を致す」と国が埋葬、慰霊に携わる様子が窺えるようになり、徽宗の頃に公共墓地（漏沢園）の制度が整えられた。『宋会要』「食貨」六〇の四（新文豐出版、五八五二頁）では漏沢園についての記述が見られ、それによれば墓地のスペースは一人あたり八尺或いは九尺で、正方形の煉瓦二個を用い千字文で通し番号を付し、死者の姓名、郷貫、生年月日を記入し墓標を作る。また、供養するための建物が設置され、親族のための追善供養も行なわれていたとする。

なお、『宋会要』「食貨」六〇之九（五八五五頁）にも、紹興一四年（一一四四）、臨安県で埋葬者二〇〇人ごとに、役所が朝廷へ申請すれば紫衣一道が賜給されたと本項を裏付ける記事がある。

宋代の紫衣師号、度牒の価格については王仲堯『南宋仏教制度文化研究』上（商務印書館、二〇一二年）、一二七頁の表が詳しく、建炎元年では紫衣が二三五〇〇貫、師号が一〇〇〇貫、度牒は一道二〇〇三〇貫とあるが、『紫微集』巻二四を参照すると、紫衣師号の価格は一年で売買された総額とみなすのが妥当である。

『宋会要』「職官」一三之二七、建炎二年一月三日の勅では、「四字の師号毎道価二百貫」とあるが、建炎三年八月一三日では度牒製造の際の工費錢、いわゆる手間賃がかけられるようになり、これまでの度牒の価格に工費錢を上乗せして売るよう指示され、度牒は一道一一〇貫に対し一一〇貫を加え、紫衣四〇貫、師号三五貫には各おの五貫を加えるとある。

〔吉田〕

〔154〕

〔原文〕

三年六月二十七日、詔、行下東京礼部及諸路転運使。応寺院宮觀童行試経撥放、及該遇聖節恩例等、并權住。条法全備日、申取朝廷指揮。

〔訓読〕

三年六月二十七日、詔す、東京の礼部及び諸路転運使に行下す。応に寺院、宮觀の童行の試経撥放せしもの、及び該に聖

『宋会要』道釈部訓注（八）（永井）

節恩例等に遇いしもの、并べて權^かに住めよ。条法全備せし日に朝廷の指揮を申取すべし。

〔解説〕

建炎三年（一一二九）六月二十七日の詔勅。礼部及び諸路の転運使に命を下す。寺院、宮觀の童行で新たに試経撥放した者、及び聖節や恩赦で得度をした者は、すべて法律が定まるまでその処遇を保留する。法律が整備された日より朝廷の意向に従え。

『宋会要』「職官」一三之二七によれば、同年八月一三日より偽造されにくい綾紙製の度牒に替わった。

従前見てきたように私度僧や悪僧の増加についての詔勅は度々登場し、それが政府の悩みの種となっていたことがよくわかる。本稿でも後述〔160〕〔161〕のように紹興年間に入ると、偽濫僧の増加に伴い、政府は度牒の発給数を抑える詔勅を下す一方、度牒の偽造防止策を採り、増えすぎた出家者の数を抑止しようとした。本項も政治的危機感による政策の一環として本格的に度牒発給停止の措置がなされる予兆といえよう。

〔吉田〕

〔155〕

〔原文〕

紹興元年三月四日、詔、賜參知政事秦檜墳寺、每歲聖節撥放童行一名、以移忠報慈禪院為額。從秦檜請也。

〈訓読〉

紹興元年三月四日、詔す、參知政事秦檜の墳寺に、毎歳の聖節に童行一名の撥放と、移忠報慈禪院を以て額と為すを賜う。秦檜の請に從うなり。

〈解説〉

紹興元年（一一三一）三月四日、秦檜（一〇九〇—一一一五）の墳寺に、毎年の聖節に童行一名の得度と「移忠報慈禪院」の額が下されたことを記す。紹興は高宗の治世で、聖節は五月二一日の天申節である。金との和平を主張した秦檜は、『宋史』卷二二二「姦臣三」の存在に象徴されるようにすくぶる評判が悪い。多くの場合、忠臣岳飛と対比される彼をめぐっての研究は枚挙に暇ない。

伝記思想等についてはすべてそれらに譲り、いまは彼の功德墳寺についてのみ考えておきたい。いったい秦檜の功德墳寺については黄敏枝『宋代仏教社会経済史研究』において、その存在は指摘されるものの、具体的な所在は不明として扱われている（前掲書、一一九〇頁）。ここでは『至正金陵新志』卷一一の記事に注目したい。なお秦申王は秦檜の諡。

移忠報慈禪院は、乾道志に、牧牛亭路の東、城を去ること西南六十八里に在りと。紹興十五年、秦申王、請して

功德院と為す（寺に秦熺所造の鐘有り、鐫みて云く、紹興十五年、歲、乙丑に在り。移忠報慈禪院、告成す。資政殿學士、太中大夫、提舉万壽觀、兼侍読、兼提舉秘書省江寧県、開国伯、食邑七百戸、食実封一伯戸、賜紫金魚袋、秦熺謹んで造る。真歇禪師清了の銘に曰く、云々）。前後して、次の記事もある。

旌忠禪院は、乾道志に、城の西南五十八里に在り。紹興二十六年に額を賜い、秦申王の墳寺と為る。今は天禧寺の下院為り。

（同右）

秦熺は秦檜の養子で、秦垕の父。右によれば建康（今の南京）の地にあった移忠報慈禪院は、紹興一五年、秦檜の願により功德墳寺となり（父、あるいは先祖の功德墳寺の意であろう）、さらに紹興二五年秦檜が没すると翌二六年に旌忠禪院がその功德墳寺となったことが分る。紹興元年の時点で秦檜の功德寺に「移忠報慈禪院」の額が下されたという『会要』の記事と、紹興一五年（一一四五）を主張する『至正金陵新志』の記事とは齟齬することとなる。また黄敏枝氏は場所には触れていないが、『至正金陵新志』の記事によって移忠報慈禪院や旌忠禪院は秦檜の出身地建康府にあることとなる。

なお『景定建康志』卷四三は、

太師秦檜の墓は、牛首山に在り。城を去ること十八里なり。

（『宋元方志叢刊』二一、二〇三六頁）

とも伝える。姦臣秦檜の墓について詳細な記事は望むべくもないが、この墓と旌忠禪院は同一のものなのかどうか。

ところで最近、秦檜とおぼしき人物を埋葬した南宋の墓の発掘をめぐって、いくつかの情報が中国側の「ネット」上を賑わしている。真偽の問題も含めて、ネットの記事を全面的に信用することには抵抗を覚えるが、少なくとも中国側の研究の一端を知りうることは間違いまいであろう。参考のため概略を以下に記しておきたい。詳細は新華網、人民網、搜狐網などの関係記事を参照願いたい。

二〇一〇年一月、南京市江寧区浜江開發区江寧鎮建中村から大型の石組みの墓が発見された。地元には古くからこれが秦檜の墓だという伝承があった。墓室は大きい北側のものが七・九四米、南側のものが四・八二米。三重の石が組まれた立派なもので、「大宋紹興二十五年四月八日……」などと記される銘文もあった。かつて盗掘されているが宋代の磁器や貨幣など様々な文物が出土し、また秦檜の妻の王氏の道号を刻んだ印章も発見されたという。ともかく南方で発見された南宋の古い墓の中では

屈指のものである。

そもそも『至正金陵新志』の言う「牧牛亭路」は現在の牧龍鎮でそれは建中村に近く、一九八〇年代にはここで秦檜の孫の秦堪や秦助の墓が発掘され、この地域が秦檜一族の墓であったことが分かる。『景定建康志』の記事が示すところも牧龍鎮に他ならない。二〇〇四年、発掘に当たった南京市博物館の王志高氏は、この墓が秦檜夫妻を合葬したものに違いなく、建中村と旌忠禪院は音通すると言う。

右のネット情報からすれば、南京に秦檜一族の墓所があること、特に建中村で発掘された南宋の墓は秦檜夫妻のものである可能性が強く、ここが旌忠禪院の故址、牛首山ということになる。今後の正式な報告を期待したい。

（永井）

〔156〕

〈原文〉

六月二十四日、詔、以昭慈獻烈皇太后殯宮修奉香火、泰寧寺更与度僧一名、本寺知事僧并賜紫衣、内住持人仍賜二字師号。〈訓読〉

六月二十四日、詔す、昭慈獻烈皇太后の殯宮にて香火を修奉するを以て、泰寧寺には更に僧一名に度を与え、本寺の知事

僧には並びに紫衣を賜い、内住持人には仍お二字の師号を賜う。

〔解説〕

〔32〕と同文。

〔吉田〕

〔157〕

〔原文〕

九月十八日、明堂赦、応諸軍將校戦没、在法、母、妻年五十以上、無子孫、願為女冠或尼者、所属具奏。慮其間有未及之人、官司以未応条法、不許披戴披剃。許所在州軍如有上件人年雖未及五十、亦許具奏。

四年九月十五日、明堂赦。十三年十一月八日、南郊赦、并同。

〔訓読〕

九月十八日、明堂にて赦す、応に諸軍の將校の戦没し、法に在いて、母、妻年五十以上にして子孫なく、女冠或いは尼に為らんと願う者は、所属に具さに奏せよ。慮るに其の間、未だ之に及ばざるの人あるも、官司未だ条法に應^{かな}わざるを以て、披戴披剃を許さず。許すに所在の州軍に如し上件の人^{かな}有らば年未だ五十に及ばざると雖も、亦た具さに奏すことを許す、と。四年九月十五日、明堂にて赦す。十三年十一月八日、南郊にて赦す、并べて同じ。

〔解説〕

紹興元年（一一三一）九月一八日、明堂において下された詔勅。戦死した將校の母、妻の年齢が五〇歳以上で、子孫なく、女冠或いは尼僧になることを希望する者は地元の役所にその旨を申告すること。一方、この条件に当てはまらないものもあるが、役所では条文に該当しない者の披戴披剃は許さない。そこで今もし条件に該当するもので、母、妻の年齢が五〇歳に満たない者があれば申請を許可する。

また、紹興四年（一一三四）九月一五日は明堂にて、紹興一三年（一一四三）十一月八日は南郊にて同様の詔勅が下された。

明堂は天子が政治を行なう所で、『東京夢華録』（東洋文庫、一九九六年）を参照するに、天地や祖先を祀り、北宋代には三年に一度、一一月の郊祀と九月の明堂の大礼が交互に行なわれ、政治的、宗教的に重要な役割を荷っていた。唐代では毎年冬至に昊天上帝を南郊壇に祀っており、中村裕一『中国古代の年中行事』（汲古書院、二〇一一年）「一一月」、武徳初年の壇を参考にすれば、その規模は「壇制は四成（四層）、各高さ八尺一寸、下成は広さ二〇丈、再成は広さ一五丈、三成は広さ一〇丈、四成は広さ五丈」であるという。また『東京夢華録』『冬至』によれば、冬至の三日前から天子は宰相らと大慶殿で儀式を行ない、象まで引き連れた豪華な行幸で

いくつもの神宮や廟を巡り、最後は郊壇で儀式を行なうとする。北宋代では新年の祝いの如く大々的に行なわれていたようだが、財政的に困窮していた南宋代では同様の規模で行なわれていたとは考えにくい。

戦死した兵士の遺族に対する補償は女性に限らず男性にも存在し、「戦亡例」「陣亡令」と称し、『統資治通鑑長編』で言及される。北宋代、『長編』巻五四（中華書局、一一九三頁）や『宋史』巻七では「望都戦没将士の子孫を録し、仍お厚く其の家に賜う」と戦死した将士の子孫を兵士として採用することが補償のひとつとして挙げられる。本項は軍の未亡人たちへの配慮もあってか、皇帝自ら明堂で詔勅を下したと考えられる。南郊については〔170〕も併せて参照のこと。

〔吉田〕

〔158〕

〔原文〕

三年九月七日、陝西諸路都統制兼宣撫処置司都統制呉玠母劉氏墳寺、乞賜名額、詔以報功顯親院為額、仍歲給度牒一道。

〔訓読〕

三年九月七日、陝西の諸路の都統制兼宣撫処置司都統制呉玠の母劉氏の墳寺、名額を賜うことを乞う。詔して報功顯親院を以て額と為し、仍お歳ごとに度牒一道を給う。

〔解説〕

紹興三年（一一三三）九月七日、都統制兼宣撫処置（使）司都統制呉玠の母劉氏の墳寺に対して名額が下賜され、毎年度牒一道が給付されるという勅。報功顯親院の詳細は明らかでない。

呉玠（一〇九三—一一三九）は、『宋史』巻三六六によれば字は晋卿、徳順軍隴干（現在の甘肅省静寧県）の人で、建炎四年（一一三〇）にはその戦功により秦鳳副総管兼知鳳翔府に任ぜられる。紹興二年に兼宣撫処置使司都統制となり、興、文、隴の三州を治めた。弟の呉玠、子の呉挺もまた勇将として名を残している。晩年の紹興九年には四川宣撫使に就き、仙人関にて没す。孝宗の頃に涪王に追封された。母である劉氏も、素晴らしい息子を育てた母として『東窓集』巻十二「母劉氏贈慶国夫人制」において賛美されている。

呉玠は紹興元年には、鳳翔府和尚原（陝西省鳳翔県西南）での戦いで弟の呉玠と共に金軍に大勝する。「張浚其の功を録し、制を承け、明州觀察使を拝す。母の喪に居るも、起復され、陝西諸路都統制を兼ねる」（『宋史』巻三六六、一一四一〇頁）と張浚に功績を認められ、明州觀察使となった一方で、母の服喪中に採用され陝西諸路都統制にも任ぜられていて、それは母劉氏を亡くして間もない頃であったことがわかる。金軍は、建炎初年には侵攻を始め、建炎四年から紹興元

年の間に何度も南宋軍と激戦を繰り広げ、呉玠は常にその只中にいた。本項の詔勅は、呉玠の数多くの功績を受けたものである。

〔吉田〕

〔159〕

〔原文〕

八月、詔、鳳翔府和尚原中興寺、毎歲許撥放童行一名外、仍令宝鷄県特撥賜官田五頃。従呉玠請也。

〔訓読〕

八月、詔す、鳳翔府和尚原の中興寺は、歳ごとに童行一名を撥放するを許すの外、仍お宝鷄県をして特に官田五頃を撥賜せしめよ。呉玠の請に従うなり。

〔解説〕

前項と日付が前後するが、ここでは紹興三年とした。八月、鳳翔府和尚原の中興寺は、毎年童行一名の撥放が許されているが、さらに宝鷄県の官田五頃を特に与えるという詔。これは呉玠の要請に従うものであるという。中興寺は『大明一統志』巻三四によれば、宝鷄県（陝西省西部）の西南五〇里にある。撥放を許された理由や、和尚原の戦いとの関連などは未詳であるが、金軍との戦いが激しく行なわれていた時期で多くの犠牲者が出ており、墓守として童行を配置し、慰霊の

意味を込め、この寺を扱ったものと推測しうる。なお官田五頃はおよそ三三・四ヘクタールである。

〔吉田〕

〔160〕

〔原文〕

六年四月九日、尚書省言、近年僧徒猥多。寺院填溢、冗濫姦蠹、其勢日甚。諸州毎年經試、其就試者率不過三四十人。經業往往不通、州郡姑息惟務足額。蓋給降度牒、許人進納。官中旧価百二十貫、民間止売三十千。稍能營圖便行披剃。誰肯勤苦試經。顯見此科亦是虚設。權住三分之一。

〔訓読〕

六年四月九日、尚書省言く、近年の僧徒、猥しきもの多し。寺院、填溢たり、冗濫姦蠹にして、其の勢、日ごとに甚だし。諸州、毎年の經試、其の試に就く者、率ね三・四十人を過ぎず。經業、往往に通ぜざるも、州郡、姑息にも惟だ額を足すを務むるのみ。蓋し度牒を給降し、人の進納するを許す。官中には旧価に百二十貫、民間にては止だ売ること三十千のみ。稍や能く營圖せば便ち披剃を行ず。誰か肯て試經を勤苦するや。此科を顯見するに亦た是れ虚設なり。權りに三分の一に住めんことを。

〔解説〕

紹興六年（一一三六）の尚書省による進言で、寺院過多にともなう僧尼による悪事増加、同時に試経受験者の質の低下と度牒売買の様子が記録され、度牒の発行数を三分の一にとどめるという内容である。この進言と同様の記録は、『建炎以来繫年要録』卷一〇〇に「詔勅」として収録される。

冒頭に当時の乱れた僧徒の様子が「冗濫姦蠹」と形容されるが、すでに『宋会要』に登場した悪僧に関する記述で補足すれば、〔11〕「天下の僧徒、数十万、多くは游惰して凶頑たり、隠跡して僧と為り、結びて盜賊と為り、教門を汚辱す」、〔13〕「嘗て劫盜を断ずるに、一火の中に有るは全て是れ僧徒なる者なり」、〔14〕「剃度の僧尼、法教を崇奉すべきも、其中、修行する者は少なく、違犯する者は多し」といった状況であった。これらは本項と同じくすべて臣下による進言で、その都度、試経資格者の条件を狭めたり、合格基準を厳しくしたりと、改善がなされてきた。その結果、試経を突破する条件はますます厳しくなり、ついには「其の試に就く者、率ね三・四十人を過ぎず」というように受験者は減少、しかもそのほとんどが合格基準に満たなかった。そこでなされたのが「人をして進納するを許す」とした「進納度僧」である。『仏祖統紀』卷五一（大正蔵四九一四五三a）には「進納度僧」と立項され、宋代の様子を次のように伝える。（番号は筆者）

① 宋の神宗、司諫錢公輔、言く、歲饑河決に遇う、度牒を鬻らんことを乞う。

② 高宗、勅して四字の師号を売る。

③ 治平の末より、始めて度牒を売るに、旧には黄紙を以てするも、偽為する者、多し。是れに至り、戸部朱異

奏して、僧道をして勅綾の牒を用いらしむ。

④ 詹叔義、上表して、度牒を売るを住めんことを乞う。

⑤ 勅して、僧道、始めて免丁錢を納めしむ。之れを清閑錢と謂う。

①は熙寧元年（一〇六八）、②は建炎二年（一一二八）、③は治平年間（一〇六四—一〇六七）の末、④は紹興一二年（一一四二）、⑤は紹興一五年（一一四五）の事例である。その始まりは古く、至徳の初め（七五六）、宰相の裴冤が「度牒を鬻り」、それを「香水錢」と称したことによる。それ以来、度牒のみならず師号までもが金錢により入手可能であった。本項の紹興六年当時はまさにそうした時代の最中であつたと言える。

本項には、「官中には旧価に百二十貫、民間にては止だ売ること三十千のみ」というように、度牒の具体的な価格が示されているのは実に興味深い。一貫が一〇〇錢であるから、民間の価格は三〇貫、すなわち官中の四分の一ほどであったことになる。

この価格の高い安いを判断するには、その時代前後の価格を参考としなければならない。宋の王栎撰『燕翼貽謀録』巻五（中華書局本、五〇頁、一九九七年）は宋代における度牒価格を以下のように克明に記録しているので、その判断材料としては適当である。

①僧道の度牒、毎歳に試して補い、印板を刊し、紙を用いて摹印す。新法、既に行ずるも、献議する者、価を立てて出売し、毎牒一紙を価百三十千と為す。然るに猶お歳に立てるを定額と為す。数を過ぎるを得ず。

②熙寧元年（一〇六八）七月、始めて民間に出売す。初歳、三四人を過ぎず。

③元豐六年（一〇八三）に至り、限りを万数を以てす。而るに夔州の転運司、価を増して三百千に至る。以て次で減らし、百九十千と為す。

④建中靖国元年（一一〇一）、増して二百二十千に至る。

⑤大觀四年（一一一〇）、歳に三万余紙を売る。新旧、積圧し、民間には折価して九十千に至る。朝廷、其の濫れを病い、売るを住むること三年とし、仍って在京の民間の者を追って毀抹す。諸路の民間、之を聞き、一時、争いて折価し、急售して、二十千・一紙に至る。而して富家、榻^するを停め、漸に増して百余貫に至る。有司、以聞し、遂に詔し、度牒を降すを已め、価直^{マツ}を

量増し、別に公據を給い、以て書填するを俟つこと六年とす。又た詔し、改めて綾紙を用う。将仕郎校尉の例に依る。

⑥宣和七年（一一二五）、天下の僧道、百万数を踰ゆるを以て、遂に詔りし、給するを住むること五年とするも、兵火を継更し、廢格して行ぜず。

⑦南渡以後、再び新法を立て、度牒、六十千より増して百千と為す。

⑧淳熙（一一七四）初め、増して三百千に至り、又た増して五百千に至り、又た増して七百千に至る。然るに朝廷、謹重愛惜し、出売するを輕んぜず。往往に持錢して入行し、都な多方に経営し、而る後、之を得る。

⑨後に又た著して停榻の令と為し、人に百千を増して興販するを許容し、又た増して八百千と作す。

⑩近歳、給降すること転た多し。州郡、減価するに至り、以て售るを求む。

この記述と、『宋会要』本項の価格の変動は本項末に表としてまとめた。民間で三〇貫とする紹興六年の価格は、それらと比べれば極めて安価であることが分かる。そもそも度牒の価格は、①で「価を立てて出売し、毎牒一紙を価百三十千と為す」とあるように、当初から度牒には価格がつけられ、ただ、「数を過ぎるを得ず」とし、価格が上下しないように、

発行する度牒自体の数を制限されていたようである。それが、時代を下るにしたがい度牒の価格は上下するのだが、その価格の上下が引き起こされる事由が⑤に示されている。

当初制限が掛けられていた度牒の発行数は、元豊六年（一〇八三）に「万数」を上限とし、大観四年（一一一〇）には「三万余紙を売る」となる。市井に度牒があふれたためか、「民間には折価して九十千に至る」というように、④建中靖国元年（一一〇一）当時、二二〇貫の値を付けていた度牒は九〇貫に下落した。この状況を憂慮した朝廷は、度牒の発行を三年間停止させ、さらに臨安城内外における民間の度牒売買を一掃した。これを耳にした地方の民間売買人は、自らに取締りが及ぶ前に、手元にある空名度牒を捌いてしまおうと、急いで売りに出したため、値はさらに二〇貫にまで下落した。

このように、度牒の価格は、度牒発行数の増減だけでなく、その政策によっても敏感に上下することが分かる。度牒の発行数が増えれば価格が下がり、価格が下がれば売り手側は早急に売りに出したい。その傾向は⑩「近歳、給降すること転た多し。州郡、減価するに至り、以て售るを求む」との記述からも窺い知れよう。

『宋会要』の本文に戻れば、官中には一二〇貫の度牒が、市井では三〇貫で手に入った。それは、市井に度牒があふれていたばかりか、売りに出したいものも少なくなかったこと

を意味する。そうした度牒が比較的安価ですぐにでも手に入る状況下にあつて、難関の試験を突破しようと志願する者が減少し、さらには「誰か肯て試験を勤苦するや」と言わしめたのも、至極当然のことであろう。

こうした実状により、『宋会要』本文に「此科を顕見するに亦た是れ虚設なり」と記録されるようにこの時代すでに試験得度の機能は失われ、結果、尚書省は度牒の発給数を三分の一にとどめるようにと、進言した。ちなみに、同様の記述を伝える『建炎以来繫年要録』卷一〇〇（中華書局本、二一・一六四〇頁）には、「諸州の試験、給降する度牒、権りに三分の二に住む」とあり、尚書省の「三分の一」とする進言から「三分の二」へと緩和され、次項で引用する『建炎以来繫年要録』の詔勅となった。

なお、黄敏枝『宋代仏教社会経済史論集』（台湾学生書局、一九八九年）三八九―三九三頁「宋代度牒出售数量と価格表」には、本項の『宋会要』の記述に加え『建炎以来繫年要録』など広く文献に記載される度牒の価格が一覧表となっているので、あわせて参照されたい（本項所引の『燕翼貽謀録』は黄氏論文には含まれず）。

（山本）

表「本項および所引『燕翼貽謀録』の度牒価格表」

年代	西暦	価格（単位・貫）	備考
不詳	同上	一三〇	『燕翼貽謀録』所引①
元豊	一〇八三	三〇〇→一九〇	同③
建中靖国元年	一一〇一	二二〇	同④
大観四年	一一一〇	九〇→二〇→一〇〇余	同⑤
南渡以来	一二二七	六〇→一〇〇	同⑦
淳熙初め	一一七四	三〇〇→五〇〇→七〇〇	同⑧
不詳	同上	八〇〇	同⑨
紹興六年	一一三八	一二〇（官）三〇（民）	『宋会要』本項

※『燕翼貽謀録』の記述①および⑨には度牒の価格のみ記録され、その年代は明らかでないが、黄氏の成果によれば、度牒一道が一三〇貫の値は元豊元年（一〇七八）から同五年（一一〇八二）の間、記述⑨の八〇〇貫は、紹興四年（一一九三）から嘉定二年（一二〇九）の間がそれぞれ相応する。

〔161〕

〈原文〉

十月七日、詔、新法綾紙度牒、除撫給使用外、其余今後更不給降。応童行試経並權住三年、仍自今年為始。其已前年分未給之數、亦令住給。

〈訓読〉

十月七日、詔す、新法の綾紙度牒、撫給し使用するを除きて

外、其の余りは今後、更に給降せず。応に童行の試経、並て權りに三年を住め、仍つて今年よりを始めと為すべし。其れ已前、年分の未給の數、亦た給するを住めしむ。

〈解説〉

新法により用いられた綾紙度牒は、実際に使用するもの以外、今後、更なる発給を停止し、童行に科せられる試経も向こう三年の間はおこなわないとする紹興六年（一二三六年）の詔勅。この詔勅と同様の記録は、以下の『建炎以来繫年要録』卷一〇〇（中華書局本、二一—一六四〇頁）に見える。

詔す、諸州の試経、給降する度牒、權りに三分の二に住む。旧法に度牒を降賜するに凡そ二つ、撥賜有り、試経有り。軍興より以来、名山福地、及び他の当に賜うべき者、並て罷む（寺觀に金宝牌、及び御書の出処等有るが如し）。

而るに、毎州の試経、猶お三十人を下らず、是に至りて、度牒を配売すること益多し。官直は百二十千なるも、民間は三十千のみ。議す者、權りに五年を住むことを乞う。故に是の命有り。

詔勅の内容はさきの『宋会要』〔160〕と重なるが、試経度僧の停止がこの引用では五年間となっている。五年間の停止を求めたのは、「議者」の進言であり、それが本項で三年間となっていることを踏まえれば、その規制期間がいささか緩

和されて本詔勅に至ったと言える。特筆すべきは、本項『宋会要』で「新法の綾紙度牒、撫給し使用するを除きて外」とした度牒発給停止の対象が、『要録』では具体的に「旧法に度牒を降賜するに凡そ二つ、撥賜有り、試経有り。軍興より以来、名山福地、及び他の当に賜うべき者、並て罷む」とあるように、宋朝の南渡（一一二五）及び金との開戦（一一二七）のころから試経度僧および特恩度僧の一切を対象としていることである。

では、度牒発給がなお許可された「新法の綾紙度牒」とはいかなるものであったのか。まず、その開始年代について、建炎三年（一一二九）には綾紙度牒への改用が詔勅として下されたとの記録が『建炎以来繫年要録』卷二六（中華書局本、一一五二〇頁）に見える。前項〔160〕に引用した『燕翼貽謀録』の記述⑤大観四年（一一一〇）には「又た詔し、改めて綾紙を用う」とあった。この記述は、次の宣和七年（一一二五）以前にあるため、その間に詔されていたとも考えられる。さらに、『仏祖統紀』卷四七「紹興三年」（大正蔵四九—四二四c）の項には次のような記述も見られる。

（紹興三年・一一三三）八月、治平の末より始めて度牒を鬻る。旧には黄紙の印を以てするも、偽為を造る者多く、戸部の朱異、始めて奏し、僧道をして勅綾の牒を用いらしむ。

この記述によれば、度牒は黄紙に印刷したものを使用していたが、のちに度牒を売買する進納度僧が盛んになり、偽造するものが増えたため、租税や戸籍をつかさどる戸部の朱異なるものが進言して「僧道をして勅綾の牒を用いしむ」ことが始まったとする。『建炎以来繫年要録』の建炎三年（一一二九）と『仏祖統紀』の紹興三年（一一三三）には数年の隔たりが見えるが、おおよそその間と見てよからう。

ところで、さきに引用した『仏祖統紀』卷四七（大正蔵四九—四二五a）の記録には、編者・志磐の評が付せられており、そのなかに興味深い記述が含まれているので、以下に引用したい。

述べて曰く、唐の明皇天宝中（七四二—七五六）に、度牒、已に綾素を用う。本朝・太宗の初年（九六〇）、普度十七万、真宗の天禧（一〇一七—一〇二二）、普度二十三万なり。応に此の時、但だ紙牒のみを用い、之れをして易弁せしむ。今、既に売るを斥く。其の価を重んぜんと欲するが故に、勅綾を用う。品官の告身に比同し、亦た朝廷の僧を重んずるを見るなり。

「天宝」は玄宗の治世、そのころすでに絹製綾織の度牒が用いられていた。しかし、宋の太宗、続く真宗の時代、普度が盛んにおこなわれ、ここではあわせて四〇万もの僧尼が度牒を手にしたという。そこで、大量に配給される度牒の簡略

化もあわせて「紙牒」となった。これがさきに引用した「旧には黄紙の印を以てす」に対応するのであろう。注目すべきは、その「紙牒」を「綾牒」に戻した理由である。さきに引用した『仏祖統紀』巻四七には、黄紙の度牒では偽造が後を断たないといったが、それに加えてこの一段には、「其の価を重んぜんと欲するが故に、勅綾を用う」とある。

北宋の普度政策により度牒が多く出回り、綾紙度牒が黄紙度牒に変更され、同時に偽造も出回ったため、世には真偽二種の度牒が溢れ返った。それは度牒の価格を押し下げることとなり、『160』にあったように民間では官中の四分の一の値で取引されていた。試経のシステムはすでに形骸化したことも度牒の売買が盛んにおこなわれた要因である。その抜本的な改革として、旧来の試経および特恩得度を三年間停止して世に流通する度牒の数量を抑え、偽造し難い綾紙度牒が再び採用されたのは、度牒を適正な価格に正すためだったのである。この「綾紙度牒」（本項）「勅綾の牒」（『仏祖統紀』巻四七）採用の進言が租税をつかさどる戸部によりなされたことは、度牒の価格が国家財政に少なからぬ影響をもっていたことを示しているといえよう。

〈山本〉

〈原文〉

十二年二月二十三日、詔、延寿教院安厝故張賢妃靈柩。可歲度僧一人。

〈訓読〉

十二年二月二十三日、詔す、延寿教院は故張賢妃の靈柩を安厝す。歳ごとに僧一人を度すべし。

〈解説〉

南宋の初代皇帝・高宗（一一〇七—一一八七。在位一一二七—一一六二）の側室・張賢妃（？—一一四二）の靈柩を安置し、埋葬した延寿教院に対し、年ごと僧一人の得度を許可した紹興二年（一一四二）の詔である。

文中の「賢妃」とは、皇后に次ぐ正一品に位置づけられた「夫人」の一、本項に登場する張賢妃は、その薨去後に「賢妃」の位を賜わる。本解説では張賢妃の時々の位にかかわらず、便宜上「張賢妃」と称する。なお、内命婦の位については本訓注（七）〔123〕の解説を参照されたい。

張賢妃に関する記述は『宋史』巻二四三、『文献通考』巻二五六に見られる。『宋史』によれば、張賢妃は開封の人で、建炎元年（一一二七）に宮中の女官「才人」（正五品）となり、高宗の寵愛を受けて「婕妤」（第三品）の位に進む。同年、高宗は、直翰林医局官をつとめる潘永寿の娘・潘賢妃（？—一一四八）との間に皇太子（趙昀・諡名を元懿太子）

を授かるが、専はわずか三歳で夭逝する。高宗は太祖・趙匡胤の次子・趙德芳の七世孫にあたる趙伯琮、すなわち後の孝宗（一一二七—一一九四。在位一一六二—一一八九）を宮中に迎え入れ、養嗣子とした。幼き孝宗は、張賢妃と潘賢妃のちに高宗の第二皇后・憲聖慈烈皇后となる呉才人（一一一五—一一九七）に養育されるが、元懿太子を失ったばかりの潘賢妃は「意、忽忽にして樂しまず」、かくて孝宗は張賢妃に深く懐き、高宗は「因つて婕妤に命じて之を母とす」と、張賢妃にその養母となるよう命じ、間もなくして官位を「婉儀」（正二品）に遷した。

張賢妃の薨去については、『宋史』卷二四三（中華書局本、二五—八六四九頁）に次のようにある。

（紹興）十二年、卒す。上、為めに輟朝すること二日、「賢妃」を贈る。弟・萃は、閤門宣贊舍人なり。妃、薨りて、秩を遷すること二階なり。

張賢妃の薨去後、高宗は二日間、服喪のために朝政を停止（輟朝）し、「賢妃」の位を追諡した。また、張賢妃の薨去により、弟・萃（未詳）は朝見・礼儀を司る「閤門宣贊舍人」より官位二階級の昇進を果たしたという。ちなみに、『建炎以來繫年要録』卷一四四にもほぼ同様の記述があり、そこでは、弟・萃の超遷について、「其の弟・閤門宣贊舍人の萃、秩を進むること三等なり」（中華書局本、三一—二三〇九頁）

と記録する。

さて、高宗の寵愛を受け、孝宗の養母として生涯を送った張賢妃の霊柩は、『宋会要』に「延寿教院」に安置されたとあるが、その具体的な所在地は記録されていない。ただ、以下に引用する『建炎以來繫年要録』卷一四四（中華書局本、三一—二三〇九頁）には、わずかだがその所在地が示されている。

婉儀・張氏、薨る。輟視朝すること二日、賢妃を贈り、城外の延寿院に葬る。

傍点を付したように、張賢妃が埋葬された延寿院は、時の都・臨安の城外にある。ちなみに、『咸淳臨安志』に見られる以下の四ヶ寺である。

（一）延寿院、艮山門の外、臨江鄉白石に在り。建隆二年（九六一）建つ。

〔咸淳臨安志〕卷八一、中華書局本『宋元方志叢刊』卷四、四一〇三頁

（二）延寿院、苧順元年（九三四）吳越王の建つ。

〔咸淳臨安志〕卷八一、中華書局本『宋元方志叢刊』卷四、四一〇六頁

（三）接待延寿院、鼎北一里に在り。紹興五年（二三五）建つ。八年（一一三八）今額を賜う。

〔咸淳臨安志〕卷八四、中華書局本『宋元方志叢刊』

卷四、四一四三頁

（四）延寿院、県西二里に在り。旧くは興福保寿院と爲す。広順三年（九五三）、建つ。治平二年（一〇六五）、今額に改む。

（『咸淳臨安志』卷八五、中華書局本『宋元方志叢刊』卷四、四一四五頁）

いづれも臨安の「城外」に位置する「延寿院」である。「城外」といつても（三）は「於潜県」、（四）は「新城県」にあり、臨安城からはしばし離れた地にある。（一）（二）は「城外」と題された項目に記載され、『建炎以来繫年要録』にいう「城外の延寿院」は（一）（二）の何れかと考える。ただし、張賢妃に関する記録は見えず、確定させることはできない。

何れにせよ、張賢妃の靈柩を安置し埋葬した「延寿教院」には、年ごとに一人の度僧が許可された。孝宗は、養母・張賢妃の薨去後二十年して皇位につく。記載はないが、自身の養母を祀る「延寿教院」は少なくとも孝宗在位の間は、格別の庇護を受けたものと推測される。

〈山本〉

〔163〕
〈原文〉

十三年六月八日、三省言、寿星寺乞毎年撥放、有礙昨降權住指揮。上曰、既有指揮權住、且休放行。朕觀昔人有惡釈氏者、欲非毀其教、絶滅其徒。有喜釈氏者、即崇尚其教、信奉其徒。二者皆不得其中。朕於釈氏、但不使其大盛耳。献言之人有欲多売度牒以資国用者、朕以為不然。一度牒所得不過一二百千、而一人為僧、則一夫不耕、其所失豈止一度牒之利。若住撥放十數年之後、其徒当自少矣。

〈訓読〉

十三年六月八日、三省の言く、寿星寺、毎年に撥放するを乞うに、昨て降せし權りに住むること有らば、且く放行するを休め既に指揮もて權りに住むること有らば、且く放行するを休めよ。朕、觀るに、昔より人に釈氏を惡む者有り、其の教えを非毀し、其の徒を絶滅せんと欲す。釈氏を喜ぶ者も有り、即ち其の教えを崇尚し、其の徒を信奉す。二者とも皆な其の中を得ず。朕、釈氏に於いて、但だ其れをして大盛せしめざるのみ。献言の人、多く度牒を売り、以て国用に資せんと欲する者有るも、朕、以為えらく、然らずと。一度牒の得る所、一二百千を過ぎず、而して一人を僧と為せば、則ち一夫、耕さず。其の失う所、豈に一度牒の利に止まらんや。若し撥放するを住むれば、十數年の後、其の徒、当に自ら少なかるべし。

〈解説〉

紹興一三年（一一四三）六月八日、寿星寺の度牒発給の要求に対して、三省（中書・門下・尚書）がかつて度牒発給を一時的に停止した事例に抵触すると進言、それに対する高宗の言を収録した記録。

三省の進言「昨て降せし権りに住むるの指揮」とは、恐らく〔161〕の旧法の黄紙度牒と童行試験を停止した措置を指すと考ええる。ただ、この寿星寺の度牒要求以前に、〔162〕で高宗の夫人で後の孝宗の養母である張賢妃を埋葬した延寿教院への僧一人の得度許可が下されており、寿星寺はその事例を踏まえた上でかような要求をしたと推測される。その要求は、「既に指揮もて権りに住むること有らば、且く放行するを休めよ」と高宗が述べたことを受け、その要求は許可されなかった。

寿星寺については、『仏祖統紀』巻四七（大正蔵四九一四二五c）に「勅して西湖寿星院を再修す。主事者、度牒を撥つを乞う」とあり、「寿星院」と本項「寿星寺」にやや異同は見られるが、『仏祖統紀』巻四七には続けて本項と同じ内容の高宗の評が付せられているので、同一と考えてよい。『咸淳臨安志』巻七九（中華書局本『宋元方志叢刊』巻四、四〇七七頁）には天福八年（九四三）創建の「寿星院」の名が見える。

さて、寿星寺の要求は高宗によりあえなく却下されたが、

その最大の要因は、本項後半に記録された高宗の見解である。高宗は臣下のなかに、仏教を誹謗し、僧尼を根絶やしにしようとする企む廢仏派と、仏教を尊崇し、僧尼を信奉する崇仏派のそれぞれが存在するが、自身は片方のみに与えず、「朕、釈氏に於いて、但だ其れをして大盛せしめざるのみ」と現状維持の態度を示した。その上で、度牒発給による利益と不利益の双方について論じる。

利益とは「献言の人、多く度牒を売り、以て国用に資せんと欲す」という進言である。具体的には『仏祖統紀』巻四七（大正蔵四九一四二五c）「紹興十二年」の以下の記録である。この記録の後には、本項と同じ高宗の見解が示されている。

十二年（一一四二）、左修職郎・詹叔義、財賦表を上り、度牒を売るを住めんことを乞う。朝廷、之に従う。時に臨安府、度牒を乞うて天竺の大士殿を修す。勅して錢五万緡を給う。

この記録によれば、臨安府が天竺寺の大士殿の修復に際して度牒の発給を要求し、「五万緡」すなわち五万貫の収入を得たという。紹興一二年当時の度牒の価格は、〔160〕紹興六年の価格で、官中で一二〇貫、度牒にして約四〇〇道分となる。それが財政にどれほどの割合となるかは定かではないが、高宗は「一度牒の得る所、一二百千を過ぎず」というように、

それにより得られる利益は極めて少ないとする態度を示した。度牒の価格は〔160〕でも見たように、その発行数や政策により価格が上下するばかりか、民間では官中の四分の一に値が崩れるなど、安定した財源にはならないと考えていたようである。

一方、度牒発給による不利益とは、財源捻出による損失、すなわち、「一人を僧と為せば、則ち一夫、耕さず」とする耕作人口の減少である。『宋会要』〔165〕および『仏祖統紀』卷四七（大正蔵四九―四二六c）には「今の田業、多く荒る。耕さずして食う者、二十万人なり。若し更に度牒を給せば、是れ農を駆つて僧と為すなり」という記録が見られ、本項の言をより具体的に示しているよう。つまり、度牒売却により得られる利益は、短期的、一時的に財政を潤すが、これ以上、度牒を乱発すれば人民が競つて僧となり、長期的に見れば、僧尼の増加は労働人口の減少につながる。さきの引用に天竺寺再修で五万貫の収入が得られたとあったが、度牒の価格が官中の一二〇貫で約四〇〇人が僧となり、かりに民間の価格三〇貫であれば実に一六〇〇もの人民が耕さざる僧となる。『宋会要』〔113〕にも「剃度するもの太だ多し。皆な墮農游手の人にして、政化を益することなし」というように、人民の離農化は、国家の礎が揺るがす状況となることを、高宗は特に憂えているのである。

この高宗の言に対して、『仏祖統紀』（大正蔵四九―四二六c）は次のような評を付している。

述べて曰く、高宗、聡明にして權道に達す。故に度牒を放にせず。將に僧を抑え、以て農を助くるは、古人の排佛の如し。正に不耕を以て国蠹と為すは、政本を知ると謂うべし。然も嘗て之を論ず。今の僧と為る者、未だ学道^{もと}を以て之を言うに暇あらず。或るものは兄弟の衆多を迫め、或るものは田なきに因りて耕せず。皆な天下の閒民なり。深山蛇虎の郷、辺海斥鹵の地は田に非ず。出家の士、衆力を率い、志願に憑み、幸にして開きて畝と為すべし。皆な天下の閒田なり。閒民を以て閒田を食^くえば、未だ嘗て農病と為さず。矧んや今の農を為すの者、常^{つね}に多きも、常に天下の田、少なきことを苦しむ。而るに寺院の産、常^{つね}自に定れり。閒民をして僧と為さしめざれば、則ち農、益多く、農、多きも、常に田、少なければ、農、始めて病^はえん。去きて商賈と為り、百工と為り、遊乞と為り、倡優と為り、末に趨る者、紛紛然たり。又た為すこと能わざれば、則ち海に盜となり、陸に劫となり、所として為さざることなし。然らば則ち閒民を駆つて之を僧とするも、是れも亦た政の權道と為す。講明せざるべけんや。

仏教側から高宗の言を称讃し、かつ反省の言が出るのは、

実に興味深いことである。評には、当時の僧尼が修行に勤しまないばかりか、「又た為すこと能わざれば、則ち海に盜となり、陸に劫となり、所として為さざるることなし」というように、世には『宋会要』(160)にいう「冗濫姦蠹」たる悪僧が市井のあちこちに溢れ返っていたのであろう。そうした状況は、「近来、又た一般の奴狗有り。雇を受け錢を得、度牒を買い、狗頭を剃下し、仏の袈裟を披うも、奴と郎とをも弁ぜず、菽と麦とをも分からずして、吾が法中に入り、吾が法を破壊す」という『嘉泰普灯録』卷二五「黄龍死心新禪師」章の記述(統藏二乙一九—二一七四c)からも窺い知れる。利益不利益の双方を提示した上で、高宗は「其の失う所、豈に一度牒の利に止まらんや」と度牒発給による不利益に重きをおいた結論を示した。ただ、それに対する処置は、僧尼数の積極的な削減はおこなわず、「若し撥放するを住むれば、十数年の後、其の徒、当に自ら少なかるべし」と、現状を悪化させない程度に度牒の発給を従来どおり制限したのである。これほど度牒発給による悪弊があるにも関わらず、かような指針が出された背景には、高宗が廃仏派と崇仏派の双方の意向を汲まざるを得ない実状があったと推測される。

〈山本〉

〔164〕

『宋会要』道釈部訓注(八)(永井)

〈原文〉

二十七年八月十八日、礼部言、勘会諸路州軍、有換不尽新法空名度牒、紫衣、師号、並納到換給旧度牒等、自紹興十年五月内承指揮、住行換給、將新旧度牒等並令繳申赴部、自降上件指揮以來、尚有全未開具。及雖有申到見在數目、未行申繳去処、竊慮存留在外、別生奸弊。欲行下逐路運司、遍下所部州軍、尽數繳申赴部。詔、依仍限一月。

〈訓読〉

二十七年八月十八日、礼部の言く、諸もろの路州軍の換え尽さざる新法の空名度牒、紫衣、師号、並びに納到して換給せし旧の度牒等の有るを勘会するに、紹興十年五月に内承に指揮して、換給を行なうを住め、新旧の度牒等を持つて、並て繳申して部に赴かしめてより、上件の指揮を降してより以来、尚お全て未だ開具せざること有り。及び見在の數目を申到すること有りと雖も、未だ申繳し処に去くを行わず、竊かに存留して外に在き、別に奸弊を生ずるを慮う。路ごとの運司に行じて下し、遍ねく所部の州軍に下し、尽數く繳申して部に赴かせんと欲す。詔す、依ること仍お一月に限るべし。

〈解説〉

紹興二十七年(一一五七)八月一日に発せられた礼部の進言、新制の「綾紙度牒」以外の使用を停止する詔勅が『宋会要』〔161〕紹興六年(一一三六)に出されたが、本項では従来

の黄紙度牒の交換など一連の作業が進まぬ現状と、それを周知徹底せんとする札部の強い指示が記録される。

冒頭の記述によれば、新法の綾紙度牒への交換のみならず、すでに下賜された紫衣や師号、さらには従来の黄紙度牒についても祠部へ申告するように指示され、さらには紹興一〇年五月に「黄紙度牒から綾紙度牒への交換を停止し、新旧の度牒（数）を祀部に申告（繳申）せよ」と指揮が出された。札部の進言は、紹興一〇年の指示よりさらに十数年を経てもなお新旧度牒の交換とその申告が徹底されていない状況を受けたものである。文中の「繳申」はその文脈から書類を役所に差し出す意の「繳進」と同じく理解した。

度牒に関して言えば、すでに〔161〕で論じたように、紹興六年（一一三六）には「綾紙度牒」の使用が明記され、それ以前、建炎三年（一一二九）、あるいは紹興三年（一一三三）にすでにその改用が詔勅として下されている。紫衣と師号に関しては、『禪苑清規』巻七に「如し已に遷化せば、又た官に申して殯送を行わんことを乞う。三日の内に祠部に或は紫衣・師号の牒を繳納せよ」（統藏二一一六―五―四五六d）、あるいは同巻三に「如し僧、病めば官に申し、及び亡僧を津送せば、衣物を估唱し、亡僧の度牒、或は紫衣・師号の文牒等を繳納す」（統藏二一一六―五―四四六c）とあり、これらとともに「亡僧」に関する禪宗叢林の規定であること

から、本項にある紫衣と師号はかような状況を踏まえた通達であったと考えられる。

注目すべきは、旧来の度牒などを新たに交換するだけでなく、その数（数目）をも祠部に把握させていたことである。周知の通り、度牒を得たものは本人と師僧の名、所属の寺院、本籍などが僧籍簿に記載され、〔60〕に建隆元年（九六〇）から熙寧一〇年（一〇七七）までに僧尼数が下一桁まで詳細に記録されるほど管理されていた。本項に見られる度牒などの交換作業の点検にも僧籍簿が用いられたと思われるが、「尚を全て未だ開具せざること有り」とあるように、回収すべき度牒数と、実際に回収し交換された数とによほどの開きがあったと推測される。そういった事情を放置できない理由が「竊かに存留して外に在き、別に奸弊を生ずるを慮える」とあるように、寺院が申告を免れた僧徒を匿い、結果的に更なる不正行為が生ずることを憂慮したためであろう。「奸弊を生ずる」とは、具体的には『仏祖統紀』巻四七に「又た為すこと能わざれば、則ち海に盜となり、陸に劫となり、所として為さざることなし」とある悪僧を想起させる。

こうした実状を打破する施策は、末尾に見えるように、各路の転運司や所管の州軍に「換え尽さざる新法の空名度牒、紫衣、師号、並びに納到して換給せし旧の度牒等」の把握を再度徹底させたようである。ただ、綾紙度牒などへの交換作

業が発令から少なくとも二〇年を経てもなお滞っている本項の状況を見るに、当時の乱れを祠部が一ヶ月という期限内で掌握し得たとは、実に想像しがたい。

ちなみに、本項に続く〔165〕は同年同月に同じ礼部の上奏が収録されているので、その関連もあわせて参照されたい。

〔山本〕

〔165〕

〔原文〕

先是宰相進呈諸州有給換不尽僧道度牒、乞令尽数繳納尚書礼部。上曰、前日賀允中上殿、朕問即今僧道之數。允中言、道士止有万人、僧有二十万。朕見士大夫奉仏、其間議論多有及度牒者。朕謂、目今田業^{〔業力〕}多荒、不耕而食者、猶有二十万人、若更給度牒、是驅農為僧。且一夫受田百畝。一夫為^{〔前代〕}即百畝之田不耕矣。仏法自東漢明帝時流入中国。前代以來、非不禁絶、然終不可廢也。朕亦非有意絶之、所以不禁度牒者。正恐僧徒多則不耕者衆耳。沈該等奏曰、陛下宵旰圖治、尤以農事為先。天下幸甚。

〔訓読〕

先に是れ、宰相は、諸州において給換し尽くさざる僧道の度牒有ることを進呈し、乞らくは数を尽くして尚書の礼部に繳納せしめんことを。

上曰く、前日賀允中の上殿するに、朕、即今の僧道の数を問う。允中言く、道士は止だ万人有るも、僧は二十万有り。朕、士大夫の奉仏するを見るに、其の間の議論の、多く度牒に及ぶもの有り。朕、謂らく、目今田業の多く荒れ、耕さずして食う者、猶お二十万人有り。若し更に度牒を給売せば、是れ農を驅して僧と為すなり。且つ一夫、田百畝を受く。一夫、僧と為れば、即ち百畝の田耕さざるなり。仏法は東漢の明帝の時、中国に流入す。前代より以來、禁絶せざるに非ず、然れども終に廢せざるなり。朕も亦た意有りて之れを絶つるに非ず、所以に度牒を禁ぜざる者なり。正だ僧徒の多ければ則ち耕さざる者衆きことを恐るるのみ。

沈該等奏して曰く、陛下、宵旰^{〔しやうかん〕}に治を図り、尤も農事を以て先と為す。天下の幸い甚しきなり。

〔解説〕

本項は、前項で紹介した詔勅が発令されるきっかけとなったものであり、南宋初代皇帝である高宗の度牒に対する考え方を知らための貴重な資料である。

まず時の宰相は、諸州に切替をしていない度牒が数多くあることを上奏し、こうした切替手続きを行わなかった度牒はすべて尚書省の礼部に提出させる勅命を下すよう、高宗に願ひ出たのである。

そこで高宗は、先日上殿した賀允中との会話を皮切りに、

自らの考え方を次のように明らかにした。すなわち、高宗に現在の僧道の数を開かれた賀允中は、道士はただ一万人前後であるのに対し、僧侶はなんと二〇万もいると答えた。高宗が普段観察するところ、士大夫の仏教に対する信仰における議論の多くは度牒に関わるものである。考えてみると、いま多くの農地が荒れ果てている中で、耕さずして徒食する者（僧侶）はなお二〇万人もいるにもかかわらず、もしさらに度牒の給付や販売などを行えば、まさしく農民に僧侶となるよう促すような行為である。しかも、一人の農民が田畑百畝（一畝は約六アール）を耕すとされることから、農民の一人が僧侶となった場合、すなわち百畝におよぶ田畑を耕さないことになってしまう。仏法は東漢（後漢）の明帝の時代に中国に伝来してから、前代より以来、これを禁絶しなかったわけではないが、結局すべて廃絶させることはできなかった。自分（高宗）も仏教を禁絶する意図があるのではないから、度牒を完全に禁ずることはしないが、ただ僧侶の数が増えることで耕さざる者が増えてしまうことを恐れているだけであるという。

これに対して、沈該等が、陛下は、国治めに精励され、特に農事を優先にされたことは、誠に天下の幸甚であると上奏したのである。

沈該の上奏文にあった宵旰とは、宵衣旰食^{しやうい かんしょく}の略で、夜明

け前に起きて衣服を着け、夜遅く食事をとるという本来の意味から転じて、天子が政治に精励する表現として用いられる。『唐書』『劉蕡伝』にその用例がある。

なお、本項と似た内容が『建炎以来繫年要録』卷一七七にもある。しかもそれによれば、詔勅が頒布されたのが「辛亥」の日で、賀允中の当時の肩書きが権礼部侍郎であることが判る。

賀允中（一〇九〇～一一六八）については、『宋史』では立伝されていないものの、韓元吉が彼のために撰述した『資政殿大学士左通議大夫致仕賀公墓誌銘』（『南澗甲乙稿』卷二〇、これが『全宋文』第二一六冊、卷三九八五に再録された）が残されており、おそらくこれを基に清の陸心源が編した『宋史翼』卷九列伝第九に立伝されたであろう。ここでは、主にこの墓誌銘に基づいてその略歴を紹介しておこう。

賀允中は字を子忱といい、元々眉州青神（今の四川青神）の出身であったが、やがて蔡州汝陽（今の河南汝南）に籍を移した。北宋徽宗の政和五年（一一一五）の進士で、潁州府学教授に任ぜられてから、秘書省に入り校書郎、著作佐郎などを歴任して太常少卿、司門員外郎を経た。一旦、政界から身を引いた後、南宋高宗の紹興八年（一一三八）に再起して江西安撫制置大使参議官となり、その翌年に中央に入り倉部郎を経て吏部に転じた。再び地方にと願い出たために、福建

路転運副使となったが、やがて吏部尚書に任ぜられた。紹興二九年（一一五九）に参知政事になったが、その翌年に高齢を理由に政界を引退した。孝宗の隆興二年（一一六四）に三たび復歸して知枢密院事兼参知政事という要職についたが、すぐさま資政殿大学士の肩書きをもつて政界を完全引退し、乾道四年（一一六八）に七九歳でなくなると、清簡と諡された。

一方、もう一人の官僚である沈該（生卒未詳）については、南宋高宗時代の宰相の一人として知られており、湖州呉興（今浙江省湖州）の出身で、字は守約という。進士となつてから、紹興年間に礼部侍郎を経て知夔州となった。紹興二五年（一一五五）に中央に召還されて参知政事となつた翌年に左仆射、同平章事に昇進し、同二九年に高齢を理由に政界から身を引き、提举洞霄宮となった。一方では『易』に精通し、『易小伝』を著した。

〈程〉

〔166〕 〔原文〕

十二月十五日、礼部侍郎賀允中言、近来僧道身死、還俗、避罪逃亡、寺觀主首並州軍、過限並不繳申度牒。及州県人吏、死亡僧度牒与僧、行洗改、重行書填。欲遍下州県遵依現行条限

繳申。若州県、寺觀主首有違条限、依法斷罪、主首仍還俗。許諸色人陳告、比依告獲私自披剃、或私度人為僧道条格支償。如人吏將亡僧度牒私自披剃、及私度人、若偽冒者、告賞依前項格法倍之。其童行告獲、已有指揮、許給度牒披剃外、緣改易書填、唯是一般僧道。深知弊倖、如能告獲、欲支賞錢一百貫。兼僧道供帳及判憑行遊、及每年納免丁錢、並令齊執度牒赴所屬州驗。如當職官能用心驗獲者。欲依驗獲偽印法推賞。仍令逐路轉運司每歲取索帳狀、照通年人数、点磨身死及還俗、避罪逃亡之人。有不申繳、即根究依法施行。從之。

〈訓読〉

十二月十五日、礼部侍郎賀允中言く、近来僧道の、身死し、還俗し、罪を避けて逃亡するに、寺觀の主首並びに州軍は、限を過ぐるも並べて度牒を繳申せず。及びては州県の人吏、亡僧の僧に度牒を与えて売り、洗改を行い、重たび書填を行う。欲すらくは、遍く州県に下して現行の条限を遵依して繳申せしめんことを。

若し州県、寺觀の主首の、条限に違ふこと有らば、法に依りて罪を斷じ、主首は仍お還俗せしめよ。諸色の人の陳告するを許し、告獲に比依りて私かに自ら披剃し、或いは私かに人を度して僧道と為すを獲うれば条格もて支償せしめよ。

如し人吏の、亡僧の度牒を將て私かに自ら披剃し、及び私かに人を度し、若し偽冒せる者あらば、告の賞は前項の格法に

依りてこれを倍せよ。其の童行を告により獲うるも、已に指揮あらば、度牒披剝を給うを許すの外、縁りて改易書填するは、唯だ是れ一般の僧道とす。深く弊倖を知り、如も能く告獲せば、欲すらくは、錢一百貫を支賞せしめんこと。兼ねて僧道をして供帳及び判憑行遊、及び毎年になむる免丁錢にあたりては、並べて度牒を齊執せ所屬の州に赴き驗せしめんとを。

如し職に当たりし官は能く用心し驗獲せよ。偽りの印法を驗獲せば、欲すらくは、依りて推賞せんことを。仍お路ごとに転運司をして歳ごとに帳状を取索し、通年の人数を照らし、身死し及び還俗し、罪を避けて逃亡するの人を点磨せしめんことを。申繳せざる有らば、即ち根究し法に依りて施行せしめんことを。これに従う。

〈解説〉

本項は、礼部侍郎の賀允中（前項既出）が、事故者の度牒の不法流用を防ぐために対策を講じ、罰則を厳しくするよう提案し許可された記録である。

一二月一五日に、礼部侍郎の賀允中は、まず事故者の度牒をめぐる不法流用の実態について指摘した。すなわち、近頃、僧侶や道士などが死亡したり、還俗したり、罪を避けて逃亡したりした場合、寺院や道觀の責任者、或いは所轄の州軍が定められた事故者の度牒返納期限が過ぎてもそれを返納しな

い。また州県の係となる役人が亡僧の度牒を他の僧侶に転売したり、記入された僧侶の個人情報報を勝手に改竄したりした。そのために、改めてすべての州県に対して度牒管理にかかる現行の条令を遵守し、事故者の度牒を必ず返納するよう勅令を出してほしいというのである。

続いて違反者に対する摘発や罰則も提案された。すなわち、若し州県、寺院・道觀の責任者が度牒の管理に関する条令に違反した場合、法に依ってそれを断罪し、寺院・道觀の責任者を還俗させることとする。また事情を知る関係者の通報（密告）を認め、その通報によって私かに（承認をえずに）自ら出家（私度）し、或いは人を剃髪し出家させた僧侶や道士が摘発された場合、条令に則り褒賞を与えるものとする。

さらに若し度牒を管理する立場にある役人が勝手に亡僧の度牒を悪用して、自分が私かに出家したり、或いは、他人を私かに得度させたり、若くはなりすましたりする場合、こうした事例に該当する通報者に対しては、前項の条令に従いその褒賞金額を倍にする。また、通報によって童行が摘発された場合、これに関する指示がすでに出版されていることから（已に正式に僧侶についていたならば）度牒を与えその得度を認めることとする。よって度牒の記入情報改竄したり、空名度牒に勝手に記入したりして、罪に問われる対象を一般の僧侶・道士と限定する。度牒の悪用によってもたらされる

弊害を十分に承知しているから、もしも通報によって摘発できた場合、錢一百貫を褒賞として支給してほしい。兼ねて僧侶・道士の僧籍簿への記帳、遊行巡礼に発行される通行証、および毎年納付すべき免丁錢などについては、すべて該当者本人に度牒持参の上所属の州に赴かせ確認させることとする。その際、もし担当の役人は細心の注意を払って不正流用の度牒を見破った場合、公文書偽造の罰則に準じて褒賞金を支給してほしい。仍お各路の転運司に毎年僧籍簿を各寺院より取り寄せ、経年の在籍者数を照合して死亡、還俗、処罰を避けて逃亡する人数を確認させることとする。もしこうした事故者の度牒を返納しない場合、徹底して追究し、条令に従って厳しく施行することとする。この賀允中からの提案が、そのまま承認され施行された。

なお、ここに言及された「已有指揮許給度牒披刺云々」の「指揮」については、目下未詳である。また、免丁錢については、金井徳幸「南宋僧道免丁錢について（上・下）」（『東方宗教』七・三八、一九七一年四月、十一月）と題する論文や永井政之「禪宗五山の経済構造」（『中国禪宗教団と民衆』内山書店、二〇〇〇年）を参照されたい。ちなみに、『建炎以来朝野雜記』卷一五の「祠部度牒」に「僧道士免丁錢」の条項が設けられており、免丁錢の由来などについて説明されている。その内容は以下の通りである。

〔167〕

僧・道士の免丁錢は、紹興十五年に始めて之れを取る。正月癸酉に、十五千より二千に至りて、凡そ九等なり。大率律院の散僧は丁五千、禪寺の僧、宮觀の道士の散衆おほねは丁二千なり。長老、知觀、知事、法師、紫衣、師号を有する者は、皆な次第に錢を増す。六字、四字の師号なるものは又た倍す。是に於いて歳入する緡錢は約五十万、上供に隸す。二十四年に、紫衣、師号の售らざるを以て、乃ち詔す、律院の紫衣、師号を有する者は、錢を輸すること禪利の禪僧及び宮觀の道士に視うべし。之れ（＝紫衣・師号）を有する者は丁錢を輸すること千三百に奇有り。八月癸巳より今に至るまで以て例と為す。初めて免丁を取る時に立法して、年六十以上及び病魔殘疾者は免ずることを聽す。後に詔す、七十以上、乃ち之れを免ず。然るに今、浙中の諸もろの大刹、都城の道觀は、多く特旨を用て徭役科敷（＝賦）を免ぜらる。而して州県は反に其の額を以て民間に於いて敷きて、大に人の患いと為る。

〔建炎以来朝野雜記〕上、中華書局、二〇〇六年、三二九頁

（程）

〔原文〕

二十九年十二月一日、詔、応僧尼道士女冠、年八十已上、並与紫衣。已有紫衣者与師号。經所属、自陳勘会、詣実保明奏聞。

〔訓読〕

二十九年十二月一日、詔す、應に僧尼、道士、女冠の、年八十已上には、並べて紫衣を与うべし。已に紫衣有る者には、師号を与うべし。所属を経て、自ら勘会するところを陳べ、詣実保明して奏聞せよ。

〔解説〕

紹興二十九年（一一五九）一二月一日の勅。八〇歳を超えた僧尼、道士、女冠に対して紫衣を下賜する。すでに紫衣を許されている場合は師号とし、関係部署を通じて証拠を添えて申請するよう述べる。

〔永井〕

〔168〕

〔原文〕

三十一年十二月、敕、応僧尼道士女冠、受到今国度牒、並經所属陳乞換。乞換給。

〔訓読〕

三十一年十二月、敕す、應に僧尼、道士、女冠の、今国の度

牒を受到せしものは、並べて所属を経て陳べて換うるを乞うべし。換えるを乞わば給すべし。

〔解説〕

〔紹興〕三十一年（一一六一）一二月に發布された赦免の勅。僧尼、道士、女冠で現在、度牒を有する者に対して交換を願う者には、これを許可するという内容、ただしこのままでは文意が定かでなく、今と金が普通すると思われるから、「今国」は「金国」であろうとする本研究会での意見もある。紹興三年は、金との抗争が激化する中で、南宋優位の戦局が続いており、金の占領地から南宋へ戻る僧尼も少なくなかったことが推察される。金の宗教政策について野上俊静『遼金の仏教』（平楽寺書店、一九五三年）は、およそ北宋の政策を踏襲したと言う。一方では私度僧を取り締まりつつも、一方では出家得度を公認するという方策がとられたと考えてよいであろう。

〔永井〕

〔169〕

〔原文〕

三十二年三月六日、詔、顯仁皇后崇先顯孝功德院住持、左街鑑義僧広因下童行（同カ）圓興二人、特与剃度（以上中興会要）。

〔訓読〕

三十二年三月六日、詔す、顕仁皇后、崇先顯孝功德院住持にして左街鑑義僧広因の下の童行円照、円興の二人に、特に剃度を与うべし（以上、中興会要）。

〔解説〕

顕仁皇后は徽宗の妃の一人で高宗の母。『宋史』卷二四三に「韋賢妃」として立伝される（中華書局本、第二五冊、八六四〇頁）。靖康の変に際して、徽宗や欽宗とともに金国に捕らわれ、徽宗没後とも許されず、徽宗の遺体とともに宋に帰ったのは宋金両国の和議が成った紹興二年（一一四二）であつた。紹興二九年（一一五九）九月、病を得て八〇歳で没し顕仁と諡された。『建炎以来朝野雜記』甲集卷一でも言及される。

ところで黄敏枝『宋代仏教社会経済史論集』によれば、顕仁皇后は紹興一九年（一一四九）に崇先顯孝華嚴教院を（『咸淳臨安志』卷八一）、紹興三三年に（一一五三）に崇先顯孝禪院を（『松隱集』卷三〇）、紹興三〇年（一一六〇）に永懷報禪寺を（『玉峯志』卷下）、乾道年間（一一六五―一一七三）に恵光尼寺を（『西湖遊覧志』卷五）開いたと指摘されている。紙幅の関係もあり、いまは『咸淳臨安志』卷八一の記事のみを掲げておきたい。

崇先顯孝華嚴教寺は阜亭山に在り、紹興十九年に建つ。旨もて顕仁皇太后の功德寺に充つ。二十八年、崇先顯孝

禪寺を賜わり額と為す。嘉定十二年、改めて華嚴教寺に充つ。寧宗皇帝の御書せる阜亭山の三字及び崇先顯孝華嚴教寺の八字、以て賜る。桃花塢、龍游洞、雲錦亭有り。

〔咸淳臨安志』卷八一）

紹興一九年に建立されたこの寺は、曹洞宗の真歇清了（一一八八―一一五一）が住したことで知られる。禪院となつたときの住持が清了である。その「塔銘」に言う。

（紹興）二十一年、勅して崇先顯孝禪院を建て、成りて師（清了）に詔して席を主らしむ。六月、入院す。暑行して疾作る。九月壬子、慈寧太后、寺に詣す。師、疾を力めて開堂し、箔を垂れて聴法す、云々。

（石井修道『宋代禪宗史の研究』大東出版社、一九八七年、五〇二頁）

清了の入院時期や禪寺となつた時の差違について今は問わない。ともかく皇后の没後その功德墳寺となる。両者の密接な関係が二人の童行の剃髪得度につながつたと推察できる。左街鑑義など僧録の役職については、本訳注第三冊（51）を参照されたい。広因やその弟子となる二人の童行については未詳。ただし系字であろうことを考慮して、図は円と考える。なお本記事は『中興会要』に依るといふ。『アジア歴史事

典』第五冊「宋会要」の解説によると、『宋会要』は一〇回編纂され、『中興会要』は第五番目に成立したもので、乾道

九年（一一七三）、梁克家・陳騭等によつて編纂され二〇〇卷から成るといふ（三三五頁）。

（永井）

〔170〕

（原文）

寿皇聖帝乾道元年正月一日、南郊赦書、僧道身死、若還俗、其度牒、紫衣、師号、往往不行繳納、冒法承代在法、赦後三十日不改正者、復罪如初。並若降指揮、応未嘗繳納、却与童行冒法披戴之人、限一月自首改正、並与免罪。切慮因所立日限、太罕及避罪、未能尽行出首、自今赦到日、除依法限三十日外、更与展限一月、許令首納免罪改正。限滿不首、因事彰露、復罪如初。

（訓読）

寿皇聖帝の乾道元年正月一日、南郊にて赦す書に、僧道の身の死し、若しくは還俗するも、其の度牒、紫衣、師号、往往にして繳納するを行わず、法を冒して代を承け、法に在いて赦して後三十日するも改め正さざる者は、復た罪すること初めの如くせよ。並びに若し指揮を降すも応に未だ嘗て繳納せず却つて童行に与えて法を冒して披戴せる人は、一月に限り自首して改め正せば、並べて罪を免ずるを与う。切に慮るに立つる所の日限、太だ罕く及び罪を避くるに因り、未だ尽く

出首を行うこと能ざれば、今より赦の到りし日、法に依り三十日を限りて除きし外、更に一月を限りて展ぶるを与う。首納に令して罪を免じ改め正すを許す。限、滿つも首せず、事に因りて彰露せば、復た罪すること初めの如し。

（解説）

孝宗の乾道元年（一一六五）一月一日、都の南の郊外（南郊）に置かれた園丘に天地が合祀され、大赦があり、改元された（『宋史』卷三三、中華書局本、第三冊六三〇頁）。その大赦にちなんでの詔勅。すなわち僧道の度牒、紫衣、師号についてみるに、当人が死亡したり還俗したにも拘わらず返納せず、一ヶ月を経ても返納しない者は処罰の対象とする。また指摘されたにも拘わらず度牒を童行に与えたりした者は一ヶ月以内に自首すれば罰しない。よくよく配慮して、日限が限られているため赦免の勅令を知つてから一ヶ月、さらに一ヶ月の都合二か月の延長を認める。首能、日限がきても自首せず、後になって事が露見したときは処罰する。

園丘については『咸淳臨安志』卷三に次のようにある。

郊丘は嘉会門外、南四里、龍華寺の西に在り。紹興十三年正月、礼部太常寺、国朝の礼制に依りて、壇を国の東南に建つを請う。壇の側に青城齋宮を建つ。乃ち領殿前都指揮使職事、臣楊存中、知臨安府、臣王喚に命じて修築を相視せしめ、壇四成を為る。上成は従広七丈、再成

は十二丈、三成は十七丈、四成は二十二丈なり。分かれて十三階、階は七十二級なり。壇及び内壇は凡そ九十歩、中外壇は二十五歩、燎壇は方一丈、高さ二丈二尺なり、云々。

『宋元方志叢刊』四、三三七二頁

『建炎以来朝野雜記』甲集卷二にも次の記事がある。

今、圜丘は龍華寺の西に在り。壇は四成なり、上成は縦横七丈、下成は二十二丈。分かれて十三階、階は七十二級、壇及び内壇は凡そ九十歩、中壇、外壇は共に二十五歩なり。紹興十三年、楊存中、殿前司を領じて築く所なり。東都には旧と青城齋宮有り、渡江の後、幕屋を以て絞縛して之を為る。毎の郊費は緡錢十余万なり。淳熙の末、張端明杓京の尹と為り、始めて齋宮を築くを議し、一たび勞すれば永く逸なるべし。上、之に従わんとす。宇文宝学价、時に兵部尚書為り、宿直に因み奏して曰く、陛下、方に河南を經略せんとするに、今、青城を築くは、是れ中原の意なからんかと。上、以て然りと為し、亟ちに命じて役を罷ましむ。

〔中華書局『歷代史料筆記叢刊』所収、卷上、七四頁〕

なお漢代以降、原則として北郊で地を祀り、南郊で天を祀ることが制度化されたという。詳しくは班固『漢書郊祀志』（狩野直禎・西脇常記訳注、平凡社、東洋文庫四七四）及び

『宋会要』道釈部訓注（八）（永井）

同書の解説を参照のこと。なお、『三才図絵』による図を論文末に掲げる。

（永井）

〔17〕

（原文）

三年十一月六日、六年十一月六日、南郊赦書、並同此例。

（訓読）

三年十一月六日、六年十一月六日、南郊にて赦す書あり、並て此の例に同じ。

（解説）

『宋史』卷三四には、「乾道元年春正月辛亥朔、合祀天地于圜丘、大赦」（六三〇頁）、「（乾道三年）十一月丙寅、合祀天地于圜丘、大赦」（六四一頁）、「（乾道六年十一月）壬午、合祀天地于圜丘、大赦」（六五〇頁）、「（乾道九年十一月）戊戌、合祀天地于圜丘、大赦」（六五六頁）、「（淳熙三年）十一月癸丑、合祀天地于圜丘、大赦」（六六二頁）、「（淳熙二年十一月）辛丑、合祀天地于圜丘、大赦」（六八四頁）などの記事がある。『会要』の記事は、乾道三年、乾道六年のそれぞれの記事に該当すると思われるが、干支と日付は必ずしも一致しない。たとえば、乾道三年十一月丙寅は十一月二日である。

（永井）

〔172〕

〔原文〕

六月六日、詔、以上天竺観音院祈祷感応、賜空名度牒二道。

〔訓読〕

六月六日、詔す、上天竺観音院にて祈祷するに感応あるを以て、空名の度牒二道を賜う。

〔解説〕

孝宗が上天竺寺に行幸し祈願したところ靈験があつたため、六月六日（仮に乾道三年・一一六七年のこととする）に空名の度牒二道を賜つたという。具体的に何を祈つたか定かでない、また『会要』の言うところを『宋史』に徴しえないが、『宋史』は別に孝宗がしばしば上天竺寺に行幸した事実を伝える。たとえば「（乾道四年四月）甲申、幸天竺寺、追幸玉津園」（六四二頁）、「（乾道四年九月）庚午、従太上皇幸天竺寺」（六四四頁）、「（乾道八年正月）丁酉、朝献景靈宮、遂幸天竺寺、玉津園」（六五二頁）、「（乾道九年閏月）辛酉、大風、幸天竺寺、玉津園」（六五五頁）などの記事。南宋における上天竺寺の役割については永井政之「南宋における仏教信仰の一側面―上天竺寺・法慧寺・明慶寺―」（『中国禪宗教団と民衆』所収）がある。

〈永井〉

〔173〕

〔原文〕

二十一日、詔、湖州馬墩鎮、行者祝道誠、賜度牒、並給紫衣剃度。以刑部侍郎方滋言、先任兩浙漕臣被旨收瘞運河遺骸、道誠出力亡効收葬、千二百六十有余。勤実可取故、有是命。

〔訓読〕

二十一日、詔す、湖州馬墩鎮の行者祝道誠に度牒を賜い並びに紫衣剃度を給う。刑部侍郎方滋の言に、先に兩浙の漕臣に任ぜられ、旨を被り運河を瘞めし遺骸を収むるに、道誠、力を亡効の收葬に出し、千二百六十有余となる。勤実、取る可きありとするを以ての故に是の命有り。

〔解説〕

〔172〕に次ぐ記事と見て仮に乾道三年六月とする）二一日の詔勅。方滋の進言により浙江省湖州馬墩鎮の行者祝道誠に得度と紫衣が許された。理由は運河に浮いた一二六〇余体もの遺体の処理に功績があつたからという。祝道誠については『吳興備志』卷三二に次のような記事がある。

淳熙の間、烏鎮の西、利濟院に道人祝道誠なる者有り。頗る行誼有り。死せるの日、鎮人にして黄岩県の県丞、顧元龍の夢に見れて曰く、我れ当に公の子と為るべし。但だ公は家眷、此になし。吾、故に黄岩の民、項氏の家

に托生すべし。元龍、夢より覚め、甚だ之を奇とす。翌日、之を民に訪ぬるに、項氏に婦有り、果して是の夜に於て一男を産めり。産婦、將に褥に就かんとする時、亦た一神人を夢みるに謂いて曰く、生るる所の者は汝の子に非ず。当に顧県丞の嗣と為すべし。是に於て元龍、遂に項氏の子を収めて己の子と為し、其の岩邑に生まるるを以ての故に之を名づけて岩と曰う。元龍、任満ち歸るに及び、其の徒、又た神を夢みるに謂いて曰く、爾の師、明日未の時に歸り、通河橋に至るべし。相い□、其の徒、期の如くして往けば元龍に遇えり。元龍、因りて其の事を道う。岩の生れし日は、即ち道誠の死せし期なり。岩、後ち仕えて、札部尚書に至る（烏青志）。

『公要』の祝道誠と、『吳興備志』のそれとを結ぶにはそれなりの手続が必要だが、地元の伝承として検討の余地のあることは言うまでもない。

方滋についても、管見の限り単独の伝記はない。刑部は司法關係を司る官署で、侍郎は尚書につぐ高位の役職。本記事は方滋が「両浙の漕臣」（浙東・浙西の課税・徴税、さらに水運全般を司った所謂転運使）時代の出来事という。いま『建炎以來繫年要録』（中華書局、一九八八年）に記載される方滋關係の記事を拾うと次のようになる。

卷四六、紹興元年（一一三二）

『宋会要』道釈部訓注（八）（永井）

榦辦公事迪功郎方滋。（同書、八三六頁）

卷八一、紹興四年（一一三四）

右儒林郎新樞密院計議官方滋。（同書、一三二四頁）

同卷

樞密院計議官方滋。（同書、一三二八頁）

卷一一九、紹興八年（一一三八）

樞密院計議官方滋。（同書、一九二〇頁）

卷一二九、紹興九年（一一三九）

江東提舉塩茶公事方滋。（同書、二〇八六頁）

卷一四一、紹興十一年（一一四一）

秀州守臣方滋。（同書、二二七四頁）

卷一四七、紹興十二年（一一四二）

右奉議郎直秘閣方滋。（同書、二三七〇頁）

卷一六二、紹興二十一年（一一五一）

直秘閣知靜江府方滋。（同書、二六二九頁）

卷一六九、紹興二十五年（一一五五）

直秘閣知福州方滋移知明州。（同書、二七五九頁）

卷一七〇、紹興二十五年

直敷文閣知明州方滋。（同書、二七八一頁）

卷一七二、紹興二十六年（一一五六）

秦檜に与したとして他の九人とともに明州知事を罷免されたこと（同書、二八三二頁）

『宋会要』道釈部訓注（八）（永井）

七二

卷一八八、紹興三十一年（一一六一）

右朝議大夫主管台州崇道觀方滋、為京西路轉運副使、尋不行。（同書、三一五〇頁）

卷一九五、紹興三十二年

右朝請大夫主管台州崇道觀方滋、知廬州。（同書、三三〇二頁）

卷一九六、紹興三十二年（一一六二）

右朝請大夫新知廬州方滋辭行。（同書、三三二四頁）

卷一九七、紹興三十二年

主管淮西安撫司公事方滋。（同書、三三二〇・三三四五頁）

このほか地方誌を見ると、

『宝慶四明志』卷一

方滋。右朝請大夫直敷文閣。紹興二十五年九月二十八日到任。十二月初一日罷任。

（中華書局『宋元方志叢刊』五、五〇〇四頁）

『延祐四明志』卷二

方滋。右朝請大夫直敷文閣。紹興二十五年九月。

（『宋元方志叢刊』六、六一五七頁）

『咸淳臨安志』卷五〇

乾道元年運判。

（『宋元方志叢刊』四、三七九四頁）

『景定建康志』卷一

方滋。乾道二年十一月、以敷文閣待制安撫使兼行宮留守司公事。

（『宋元方志叢刊』二、一三三八頁）

『嘉泰會稽志』卷二

方滋。乾道八年二月、以敷文閣直學士右太中大夫知。九年、移平江府。

（『宋元方志叢刊』七、六七五八頁）

などである。それらの記事を総合すれば、若い頃の任地は地方中心で、乾道年間に運判となり、さらに紹興二五年敷文閣の直閣（従七品）となり、のち待制（従四品）、直學士（従三品）へと昇進したことが分かる。敷文閣は『玉海』卷一六三に「（紹興敷文閣）十年、閣を建て、徽宗の聖制を蔵す。五月十一日甲申、敷文を以て名と為せと詔す。學士、直學士、待制、直閣を置く」とあり、紹興一〇年（一一四〇）、徽宗の聖制（詩文など）を所蔵するために設けられた。

なお方滋は乾道元年一〇月、命によって正月の祝いのため金へ使いたとも指摘される（『宋代史年表』一一五頁）。南宋を代表する位置に昇ったのである。後代の資料ながら『大明一統志』卷三九に

方滋は紹興の初め知嘉興府となる。吏には急、民には寛にして、百廢具て起る。始めて州学を通越門の内に改建

すれば。其の清名雋望、時の重ずる所と為る。

（台聯国風出版社本、第五冊、二二七八頁）
とあつて、きまじめな性格を想像させる。百廢は廢れていた多くの礼などをさす。

ちなみに『宋代史年表』によれば乾道元年・二年のころ両浙では流民が多数死に、また飢饉もあつたとするから（同書一一四・一一六頁）、祝道誠の活躍はこれらの出来事に関係しているかもしれない。

（永井）

〔174〕

〈原文〉

八年二月三日、詔、賜建康府正覺禪院僧普立童行彭普海、度牒一道。以管幹皇兄元懿太子道、攢所香火已及三年援旧旨有言也。

〈訓読〉

八年二月三日、詔す、建康府正覺禪院の僧普立の童行彭普海に度牒一道を賜う。皇兄の元懿太子を管幹せるものの、攢所にて香火せること已に三年に及ぶと道うを以て旧旨を援きて言える有り。

〈解説〉

（乾道）八年（一一七二）、建康府（金陵・南京）の正覺禪

院の普立の童行である彭普海の得度が許され度牒が下賜されたことを伝える詔勅。彭普海が高宗の子で孝宗の兄である勇（元懿太子）の攢所を三年間にわたつて守つたことが管理官より上奏されたことによる恩賞。三年は服喪の期間でもある。普立、普海ともに未詳。「旧旨」も具体的な法令なのか、慣例なのか定かでない。

ちなみに正覺禪院については『景定建康志』巻四六に次のようにある。

正覺禪寺は、一名鉄塔寺、城内の西北、冶城の後崗の上に在り。考証するに、本と大始中、邦人地を捨し精舎を建て延祚寺と号す。唐に至り靈智禪師有り、生まれながらに双目なく、羅睺和尚と号さる。經論文字、悉く能く明了たり。時の人、天眼有りと称う。為に塔を寺内に建て、広明中に額を賜る。（中略）○仏殿前に鉄塔二座有り、鑄して云く、乾興元年造ると。古鐘も亦た唐の時に鑄せらる。經幢有り、大呉金陵府延祚院と鑄む。寺に井十一口有り、内の一口の最大のものを号して百丈泉と爲す。井の欄上の字は乃と保大元年に鑄まる。○宋の熙寧中、賜りて寺名を正覺と曰い、塔名を普照と曰う。（中略）○建炎三年、法堂の西偏を以て元懿太子の攢宮と爲す。

（『宋元地方志叢書』二二、二〇七四頁）

右から建康（金陵）正覚禪寺のおよその歴史が分かるとともに、寺が元懿太子の攢宮とされたのが建炎三年（一一二九）のことであったことも判明する。ただし『建炎以来朝野雜記』甲集卷二の次の記事を斟酌すれば、攢宮としての扱いは帝室からは必ずしも十分ではなく、それが寺による護持につながり、度牒の下賜に繋がったのであろう。

元懿太子の殯所は建康府城中、鉄塔寺の法堂の西偏の小室に在り。守る者なきは、蓋し時は方に巡幸なれば、庶事、草創の故なり。

（中華書局『歷代史料筆記叢刊』所収、卷上、八六頁）
なお、明『金陵梵刹志』卷四八「廢寺」の項でもその名を出す、すでに往時の面影はなかったことが分かる。

また、高宗の子で皇太子となったものの、病で亡くなった元懿太子専について、『宋史』卷二四六「列伝五、宗室三」は次のように言う。

元懿太子、諱は専、高宗の子なり、母は潘賢妃。建炎元年六月、南京に生まる。檢校少保、集慶軍節度使を拝し、魏国公に封ぜらる。金人、淮南を侵し、帝、臨安に幸するに、苗傅、劉正彦の乱を作し、帝に位を専に禪るを逼るに会い、明受と改元す。既にして傅等を伏誅して、帝は位に復せば、乃ち専を以て皇太子と為し、建康に幸するに従わしむ。太子は立つも、疾に属し、宮人、誤つて

地上の金鑪を蹴れば声有り、太子、驚悸し、疾は転た劇しく、薨じて元懿と諡す。

（中華書局本、第二五冊、八七三〇頁）

『景定建康志』卷四三は、その生年月日を建炎元年五月一日申時と伝え、死去を七月一二日とし、さらに

紹興元年二月二十九日、三省、同じく聖旨の度牒一十道給い降して建康府に付さるるを奉じて、專一に修葺に応副し、日輪、軍兵級もて防護せしめ本地に官を分かち、旬ごとに平安の状を具して府に申す。春秋には官を差して祭享せしむ。

と、紹興元年にも度牒一〇道の下賜のあったことを伝えている。

なお『宋史』とはほぼ同内容の記事を載せる『建炎以来朝野雜記』甲集卷一は、亡くなった期日を建炎三年秋、三歳の時とする（中華書局『歷代史料筆記叢刊』所収、卷上、四四頁）。

（永井）

〔175〕

（原文）

五月二十八日、知饒州王桓言、奉詔賑濟飢民、僧紹禧、行者智修煮粥供贍、計五万一千三百六十五人。僧法伝、行者法聚

煮粥供贍、計三万八千五百六十一人。詔、紹禧、法伝各賜紫衣、行者智修、法聚各賜度牒披剃。

〔訓読〕

五月二十八日、知饒州の王矩言く、詔を奉じて飢民を賑濟せる僧紹禧の行者、智修、粥を煮て供贍すること計五万一千三百六十五人。僧法伝の行者、法聚、粥を煮て供贍すること計三万八千五百六十一人。詔す、紹禧、法伝、各おの紫衣を賜い、行者、智修、法聚、各おの度牒を賜い披剃せしめよ。

〔解説〕

乾道八年（一一七二）の五月二八日に饒州（現在の江西省鄱陽県）の知事であった王矩の上奏記事である。詔を奉じて飢えた民衆を救済した者がいる。僧紹禧の行者である智修は五万一千三百六十五人に粥を施し、僧法伝の行者である法聚は三万八千五百六十一人に施した。これに対して詔が下され、紹禧並びに法伝にはそれぞれ紫衣を与え、その行者の智修並びに法聚にはそれぞれ度牒を与えて得度させた。

王矩、字は嘉叟。山西省北岳（恒山）の出身である（『福建通志』卷五二）。この前年の乾道七年、饒州では旱傷があり、王矩はこれを救済している。

孝宗乾道七年、饒州に旱傷あり、賑濟するを措画す。知州王矩、劄子もて会子五万貫を借り、接続して米麦の類を販糶す。販糶を以て旨を得、江州の旱傷に依り益して

本州の義倉米四万四千余石を措置す、又た上供米六千五百余石を截留し、本と作して米斛を收糶す。

〔欽定康濟録〕卷二上

会子とは手形・紙幣のことであり（『中国社会経済誌語彙』四五頁）、義倉米とは凶年の際に貧民に種子、食糧を配給する目的で設置された義倉について、田租の他に徴収されたものである（同上九二頁）。これによると、王矩は饒州での飢饉の際、手形を発行して穀物を買入れ、またそれと合わせて義倉米及び上供米を饒州で販売することによってこの飢饉による混乱を抑えようとしたことが分る。

また、王矩の祖父、王安中は『宋史』卷三五二に立伝される。僧紹禧並びに僧法伝については詳細不明である。

〔角田〕

〔176〕

〔原文〕

九年閏正月十八日、詔、昭慈永佑陵泰寧寺每歲度僧一人。紹興初、以本寺焚修殯宮火、詔度僧二人。後罷度牒、本寺因不復有請。至是自言、事下礼部、乃引紹興七年応臣僚恩例、許本院執奏。指揮、持之不決。本寺復言、係崇奉陵寢之所、豈臣僚恩例事体可比。特有是命。

〔訓読〕

九年閏正月十八日、詔す、昭慈永佑陵の泰寧寺、毎歳僧を度すこと一人。紹興の初、本寺にて殯宮の火を焚修せしむるを以て、詔して僧を度すこと二人。後に度牒を罷むるも、本寺は復ねて請すること有らざるに因り、是に至りて自ら言す。事は礼部に下し、乃ち紹興七年の臣僚の恩例に應ずるを引き、本院の執奏を許す。指揮して之を持せんとするも決せず。本寺復た言く、陵寝の所を崇奉するに係れば、豈に臣僚恩例の事体と比ぶる可けんやと。特に是の命有り。

〔解説〕

乾道九年（一一七三）閏正月一八日の勅。昭慈永佑陵の泰寧寺では毎歳僧を一人得度させよとの内容。

紹興の初めに泰寧寺にて殯宮の火を焚修した時に、詔して僧を二人得度させた。後に度牒を配布することをやめたが、泰寧寺は要請しなかったため、そこで皇帝が自ら、事は礼部に下し、紹興七年の臣僚の恩例に應じて、本院の執奏を許しなさいと言われた。命令してこれを審議したが決しなかった。泰寧寺は重ねて次のように言った。（皇族の）陵寝の所を崇奉するに係わるので、臣僚恩例の事体と比べるべきではないと。そこで特別にこの命令があった。

昭慈皇后は北宋哲宗の皇后である。昭慈皇后並びに泰寧寺については〔32〕を参照されたい。

紹興七年の臣僚の恩例については、『仏祖統紀』巻四七に

次のような記事がある。

七年、左司諫陳公輔、上疏す。乞う、祖宗の成法に照らし、有額寺院を執政指射するを許さざることを。臣僚の前に曾て、有額寺院を乞い墳寺功德に充てるは、並て改正せしめ、無額小院を与うるを許せと陳ぶるに應ぜんことを。詔して可とす。初め是れ知院李綱、常州普利及び邵武興聖を占す。台臣、論奏す。両処を以て俱に有額と為すは違礙する所有れば、詔して別に無額小院を占せしめよと。士論、快と為す。又た枢密沈与求、奏称す。墳寺妙嚴院、本家の建造と雖も、既に元より勅額有り。賜を撥するに当たらず。上は以て自造の屋と為せと。必ずしも改正せず。時に諫臣謂く、与求、能く祖宗の法意を体し今日の弊を革す。宜しく請う所に従うべしと。旨有り之を許す。（大正蔵四九一四二五b）

〔角田〕

〔17〕

〔原文〕

三月十五日、詔、敘州男子郭惠全給賜度牒一道披剃焉。以本州言、惠全自少出家、母死、負土成墳、孝節感著。故有是命。

〔以上、中興会要〕

〔訓読〕

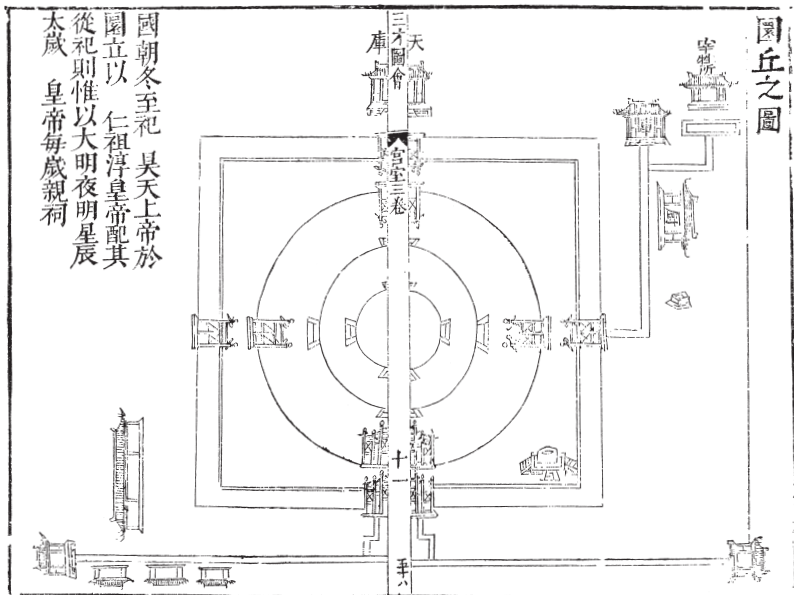
三月十五日、詔す、敘州の男子郭惠全、度牒一道を給賜し披剃せしめよ。本州の、惠全少く出家して自り、母死せば、土を負いて墳を成し、孝節は感著なりと言うを以ての故に是の命有り。〈以上中興会要〉

〔解説〕

乾道九年三月一五日の勅。敘州の男子郭惠全に度牒一道を給賜し出家させよとの内容。惠全は若くして出家したが、母が死んだら土を盛って墳を作り、その孝節は感心するものがあると、上奏があつたので、この命令が下された。

郭惠全については詳細不明である。また『中興会要』については〔169〕参照。

〔角田〕



圖丘圖 明『三才図会』（上海古籍出版社、中、1028 頁、1985 年）